

◎第2回新たな大都市制度検討協議会

資 料

【座長提出資料】

- （協議事項2）大阪府域における広域自治のあり方

【宮原委員提出資料】

- くらしと子育て支援・安全なまちづくり・大阪経済の振興に役立つ大阪府・大阪市政への転換こそ急務
ー「大阪府解体＝大阪都」ストップ、
府の広域的役割とりもどそうー

【大橋委員提出資料】

- 「広域行政の課題」
 - ・ごみ処理施設
 - ・琵琶湖から大阪湾に至る水・環境
 - ・エネルギー・電力政策

協議事項2

大阪府域における広域自治のあり方

- 1 広域機能の現状と課題……………P. 1
(第1回協議会資料抜粋)
- 2 産業施策……………P. 9
- 3 都市計画……………P. 17
- 4 道路……………P. 25
- 5 港湾……………P. 35
- 6 鉄道(地下鉄)……………P. 41
- 7 消防……………P. 51

◎ 広域機能の現状と課題 (第1回協議会資料抜粋)

1

1 広域機能に関する問題意識～現状と課題～

【再掲】

【現状】

- 都市を支え、発展させていくためには、その集積に即した広域サービスの展開が不可欠
- 大阪の場合、この役割を大阪府と大阪市で担っている
 - 特に、狭隘な大阪府の中心に大阪市が位置する地理的特性などから、大阪市が大きな役割を担ってきた

【課題】

- 大阪府は、市域のことは基本的に大阪市との認識
- 大阪市は、大阪全体のあり方よりも、各地域の市民ニーズを重視して事業展開
- 大阪経済の現状を踏まえ、今後、都市としての競争力を高める観点からは、
⇒大阪全体としての統一戦略に基づき、企業集積を図るなど、産業政策を推進すべきではないか
⇒市域外も含めた大阪トータルの視点で、大阪・関西の成長・発展をめざして、交通インフラの整備をすすめていくべきではないか 等々

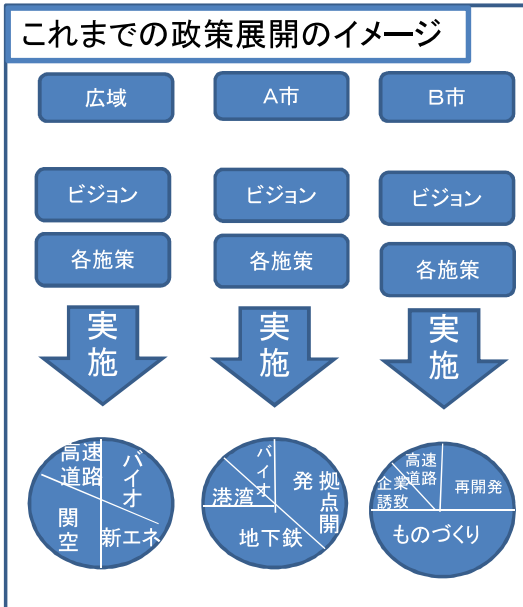
2

2 広域機能の現状イメージ①～成長戦略・産業施策～

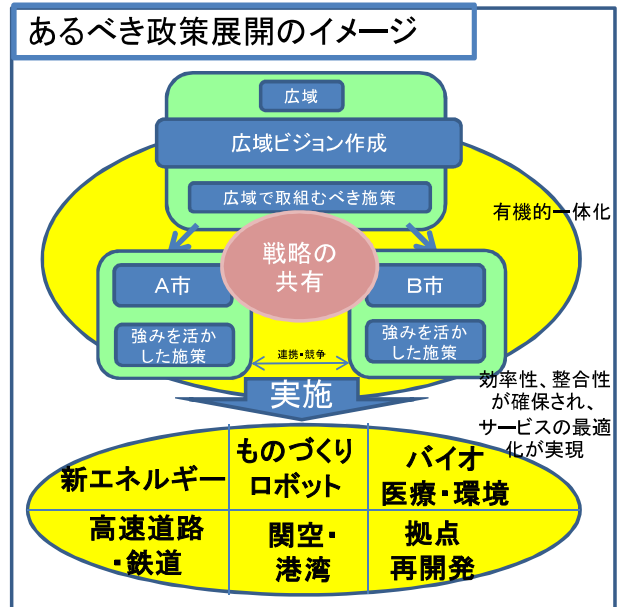
【再掲】

【戦略非共有パターン】

- これまで、各自治体が産業施策などのビジョンを描き、各々が連携、競争しながら展開してきた
- それぞれの目標のもとに実施されるため、まちづくりや目指すべき大阪のすがたに整合が十分取れていなかったり、お互いが持つ資源が十分に活用されていないのではないか
- 大阪全体の成長、発展を担うものがだれなのか不明確になっている



共通ビジョンの下、各自治体が事業すれば、サービスの最適化が図れるのではないかと



2 広域機能の現状イメージ②～インフラ～

【再掲】

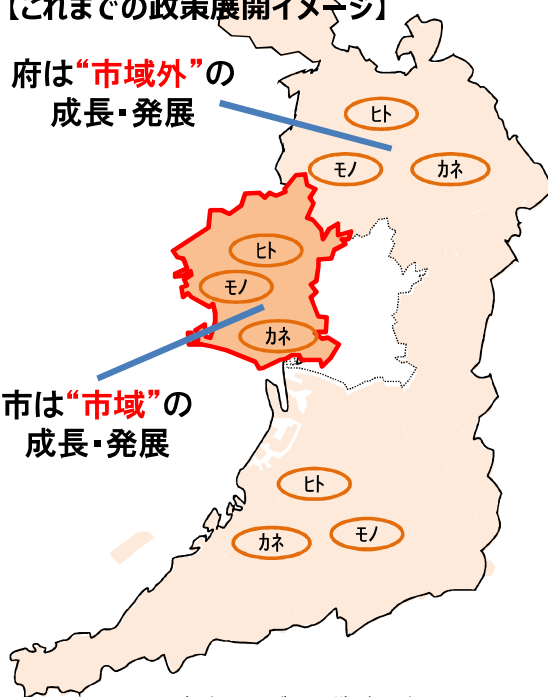
【区域分断パターン】

- 府は市域外、市は市域を前提に府市それぞれの戦略・計画で集積を促進
- 府市それぞれの戦略・計画で経営資源の集積を進めているは、投資が分散され、非効率ではないか

【これまでの政策展開イメージ】

府は“市域外”の成長・発展

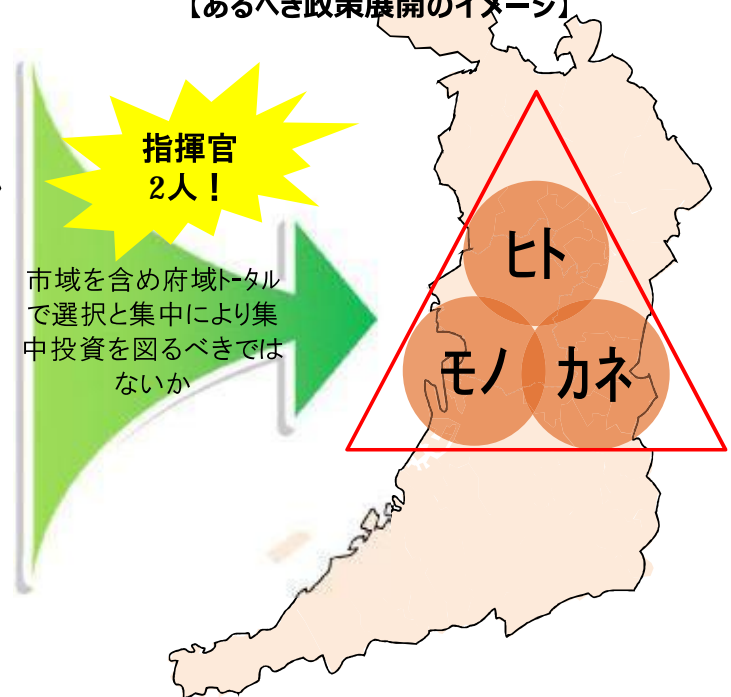
市は“市域”の成長・発展



【あるべき政策展開のイメージ】

指揮官 2人!

市域を含め府域トータルで選択と集中により集中投資を図るべきではないか



※府市それぞれの戦略・計画で集積を促進

3 広域機能の分野毎の整理(総括表)①

【再掲】

1 府市それぞれで取組みを実施しており、府域全体で統一された戦略性に乏しい

項目	現状	課題・問題点など
成長戦略	<ul style="list-style-type: none"> ●府市それぞれで成長戦略を策定 ・府：大阪の成長戦略（H22.12） ・市：大阪・関西の発展に向けて～大阪市経済成長戦略～（H23.2） 	<p>◎戦略の基本的な方向性は整合しているが、具体的な取組みでは一部相違あり（市戦略には市域外に関してほぼ記載なし）。目標では成長率は一致しているが、前提条件の設定の相違などから、雇用創出効果や訪日外国人数等が一致せず</p>
産業政策	<ul style="list-style-type: none"> ●新エネルギーやバイオの分野では、実質的に、府が事業を推進している（大阪市は、一部事業を行っているが、重複レベルの域に達していない） ●企業誘致やものづくりの分野では、府市が棲み分けも含め連携している 	<p>◎新エネルギーやバイオなど個別分野では、府が全域で広域的な立場で施策を担っているが、逆に大阪市域の資源やポテンシャルを十分に活用して、事業展開が図れていないのではないか。</p> <p>◎企業誘致やものづくりの分野では、府域で一元化の方が効率的ではないか。 特に、企業誘致については、現状の棲み分けが効率的・効果的か検証すべきではないか</p>

5

3 広域機能の分野毎の整理(総括表)②

【再掲】

2 区域分断的な役割分担が存在し、府域全体で統一された戦略性に乏しい

項目	現状	課題・問題点など
インフラ	<p>≪都市計画≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ●大阪府域を4つのエリア（北部、大阪市、東部、南部）に分割して府が都市計画区域マスタープランを策定 	<p>◎大阪市域を1つのエリアとして都市計画区域を設定しているため、結果として、府は市域外、市は市域という区域分断的な役割分担のもと、都市づくりがすすめられているのではないか（名古屋都市計画区域には名古屋市周辺市町村が含まれている）</p>
	<p>≪道路≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ●府は広域的視点から幹線道路について、市は幹線道路と生活道路のバランスを図りながら、住民利益を追求 	<p>◎府市の方針の違いから、高速道路や一般道路において、結果として、都市計画決定や道路管理手法に考え方のズレが生じているのではないか</p> <p>◎特に高速道路は、現状においてもミッシングリンクが存在</p>

6

2 区域分断的な役割分担が存在し、府域全体で統一された戦略性に乏しい

項目	現状	課題・問題点など
インフラ (つづき)	<<港湾>> ●大阪湾奥部には、神戸港、尼崎西宮芦屋港、大阪港及び堺泉北港が相接。それらを神戸市、兵庫県、大阪市及び大阪府がそれぞれで管理運営。大阪港と神戸港は国際コンテナ戦略港湾に選定	◎世界、とりわけアジアの港湾が目覚ましい発展を続ける中、日本の港湾の地位は相対的に低下。大阪湾の主要港湾は複数主体で管理されており、世界と伍して競争できる体制になっていないのではないか。都市戦略の観点から広域的に港湾機能の強化を図るべきではないか。その上で、選択と集中により、投資を重点化すべきではないか
	<<鉄道(地下鉄)>> ●市は、市域外延伸は府が主体性を発揮すべきとの考え。基本的には、市域内の視点で地下鉄を整備 ＊市地下鉄新線整備計画 ・5号線(南巽～弥刀) ・7号線(大正～鶴町) ・8号線(今里～杭全～湯里6丁目) ・敷津長吉線(住之江公園～喜連瓜破)	◎府市が広域的な視点で鉄道整備を考える仕組みもない状況。結果として、市域外延伸や相互乗入れなどが進みにくくなっているのではないか。結果として、大阪都市圏の成長を支える基盤整備がすすんでいないのではないか

7

◎ 産業施策

◆問題意識

【課題認識】

- ◎ GDP、企業集積、府民所得ともに低下し、雇用も悪化。マイナススパイラルに陥っている現状
- ◎ 大阪の強みを活かした企業活動の活発化が必要
- ◎ 新エネルギーやバイオなど将来の成長有望産業の関西への集積、振興が急務

- 個々の事業分野では府市の利害が一致するところは連携
- しかし、お互いの強みを活かした大阪全体の統一した戦略が不在なのではないか
⇒結果的に、オール大阪として、有効な対策、施策を打ち出せていないのではないか

9

◆議論のポイント～論点と今後のあり方～

【論点】

- ◇ 連携協調すれば解決可能か
- ◇ 統一的な戦略のもと、一体的な政策をオペレート（実行）できるような仕組み・制度が必要か

【今後のあり方】

- ① 現行制度のもとで府市が連携協調を強化
- ② 関西広域連合に一元化（近畿経産局からの「丸ごと」移管にあわせ府県・政令市からの事務の切り出し）
- ③ 広域自治体と基礎自治体の役割分担を明確化

10

◆今後のあり方(検討パターン)

	府市連携・協調の強化	関西広域連合で 一元的に実施 (計画策定から施策実施まで)	関西広域連合が計画を策定 (大阪都市圏トータルの産業 施策実施は広域自治体)
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・府県と政令市が役割分担、連携を強化しながら、ツインエンジンとして施策を展開 ・大阪府：主として大阪市域外の産業政策 ・大阪市：大阪市域内の産業施策 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域連合への丸ごと移管を目指している近畿経済産業局の事務とあわせ、府県の産業政策を関西広域連合に切り出し、一体的に実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・関西広域連合が関西全域の大きな計画（ビジョン）を策定 ・広域自治体は、各経済圏の統一的な計画（ビジョン）を作成し、施策を実施 ・基礎自治体は地場産業等の育成、振興
効果	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 制度改正をするまでもなく、府市が協調できれば、効果的な施策展開が図れる 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 国の事務との一体的に施策展開が図れる ◎ 構成団体の利害が一致すれば、関西全体での施策展開が図れる 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 統一した計画（ビジョン）のもとで、資源をトータルに活かすことができる
課題	<ul style="list-style-type: none"> □ これまでも府市の間で連携の取組みはなされてきたが、産業振興の成果が十分得られていると言えるのか 	<ul style="list-style-type: none"> □ 大きな方向性は一致できる可能性が高いが、各経済圏（京都・大阪・神戸）の利害が異なる場合、調整が困難になるおそれ 	<ul style="list-style-type: none"> □ 能力が同等レベルの府市間で役割分担が可能か 府市が並列したままで、二元行政の状態を解消できるのか 任意事務ではあるが、新たな制度が必要ではないか

11

◆参考1:新エネルギー

- 取組状況
- n 大阪府では、蓄電池をはじめとする新エネルギー産業の高いポテンシャルを活かし、新エネルギー産業のイノベーション拠点をめざす施策を展開。
 - n 多様で層の厚いものづくり中小企業の新エネルギー産業分野への参入促進を図り、新エネルギー分野のオンリー1・ナンバー1企業を育成するとともに、リチウムイオン電池の有力用途であるEVIに加え、今後の成長分野であるスマートエネルギー技術に関して、産学官連携による社会プロジェクト等を通じた新市場の創出を図る。

区分	大阪府	大阪市	堺市
概要	<ul style="list-style-type: none"> ◆ EV（電気自動車）を核とした産業振興 大阪EVアクションプログラムの展開 		
	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 初期需要創出のための環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ・世界初となる充電インフラネットワークの構築（急速23基、200V3基で運用） ・EVタクシー導入補助【50台】 ・EVカーシェアリング[乗り捨て利用など] ◎ 大阪産EV開発プロジェクト助成 	<ul style="list-style-type: none"> ・カーシェアリング事業 ・EV車の導入 ・充電事業（200Vの充電設備） 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気バスの検討
	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ものづくり中小企業の新エネ産業参入促進 		
	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 新エネ産業参入促進のための連続講座 ◎ 新エネ産業参入促進のための研究開発助成 		
	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 大阪スマートエネルギープロジェクトの推進 		
	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 大阪スマートエネルギーパートナーズ事業ほか 		
	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「新エネルギー産業都市・大阪」ブランド発信 		
連携・調整の状況	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 国際会議「大阪新エネルギーフォーラム」 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 国際会議「新エネルギーフォーラム」 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 国際会議「新エネルギーフォーラム」
	<p><府と大阪市、堺市の関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・産学官で設立した「大阪EVアクション協議会」には、大阪市、堺市も参画。「大阪EVアクションプログラム」に基づき施策展開。 ・「大阪新エネルギーフォーラム」の主催者として、行政・経済界で実行委員会を組織。大阪府とともに、大阪市、堺市も参画。 ・カーシェアリング事業については、その目的・手法、充電設備事業については、配置場所のバランスなどを考慮して設置を進めている。 		

※大阪市、堺市についてはホームページ等を参考に作成。

12

◆参考2: バイオ

取組状況

- n 大阪府は、北大阪における大学、研究機関やバイオ関連企業の集積を活かし、産学官連携のもと先端医薬品や革新的医療機器、先進医療技術などの開発促進に取り組んでいる。
- n 大阪市は、「うめきた」において、特にロボットテクノロジーの開発や健康科学関連のビジネスモデル創出に向けて取り組んでいく方向。

区分	大阪府	大阪市	堺市
施策概要	◆臨床研究・治験環境を整備し、創薬・医療機器等の研究開発から実用化までを促進 ⇒PMDA（医薬品医療機器総合機構）の機能強化など	◆「うめきた」におけるオープンノベーション拠点の創設 ⇒革新的な製品開発・ビジネスモデル創出支援	
	◎「医療介護ロボット」の実用化促進（ロボットテクノロジーを活用した新しい医療・介護市場の創造）		
	⇒「阪大」における研究開発	⇒「うめきた」におけるロボットの実証実験	
	◎エビデンスに基づく健康科学、予防医学分野における新製品・サービスの創出		
連携・調整の状況	⇒「阪大等」における疾病データの収集		
	⇒「うめきた」における未病データの収集		
連携・調整の状況	<p><府と大阪市の関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・相互に連携。特に、「医療介護ロボット」分野、「健康科学・予防医学」分野では、それぞれの強みを活かして適切な役割分担を図る。 <p><府と堺市の関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・堺市は基本的にバイオ振興施策を行っていない。 		

※大阪市、堺市についてはホームページ等を参考に作成。

13

◆参考3: 企業誘致

前提

取組状況

- n 企業誘致は、そのものが政策目的でなく、まちづくりや産業振興のビジョンを具体化する手段（ツール）の一つ。
- n りんくうタウン等の府内産業拠点の契約率が9割を超える中、大型の投資に対応できる大規模な工場用地は、大阪市港湾局が開発中の夢洲産業・物流用地（2012年度募集開始）、ハイテクベイプラン（H17年）対象の住之江区平林北地区の民間用地、彩都中部地区（開発準備中）となっている。
- n 現在、将来の大阪産業を牽引する成長産業分野（バイオ・ライフサイエンス、新エネルギー・環境）の先進的な工場・研究所や外資系企業の誘致とともに、市町村のまちづくりや産業振興施策と連携して、大阪でがんばる中小ものづくり企業の投資促進に取り組んでいるところ。今後、誘致対象について高付加価値型のサービス業等にもウイングを広げつつ、大阪の成長に資するターゲットに重点化し、戦略的なアプローチ方針について検討中。

区分	大阪府	大阪市	堺市
概要	◆府域における企業立地の促進	◆市域における企業立地の促進	◆市域における企業立地の促進
	<ul style="list-style-type: none"> ◎上記のもと、企業立地インセンティブとして、企業立地促進補助金（先端産業補助金、外資系企業等進出促進補助金、府内投資促進補助金）、産業集積促進税制（不動産取得税の軽減）、産業立地促進融資を活用して企業立地を促進 ◎府内外・国内外企業に対する誘致活動や関係機関とのネットワークにより、企業の投資情報を収集するとともに、府内での投資環境・立地魅力をPR 	<ul style="list-style-type: none"> ◎「大阪駅周辺地区」と「夢洲・咲洲地区」を成長戦略拠点として、次世代産業のさらなる集積と新産業の創出を促進 ◎市の重点産業分野（グリーンイノベーション分野、ライフイノベーション分野等）の投資促進（企業・大学等立地促進助成制度等） ◎その他、IBPC大阪企業誘致センターにおけるビジネス・サポート・オフィスの提供など、産業支援制度あり 	<ul style="list-style-type: none"> ◎臨海部の工業専用地域・工業地域において工場等投資を誘導（堺市企業立地促進制度による固定資産税、都市計画税、事業所税の不均一課税） ◎市都心地域を中心に企業等の新たな事業所等の開設を促進（都心地域業務系機能集積促進事業補助金） ◎その他、工場立地法の緑地面積率の緩和など、市全域における企業立地に関するサポートあり
現在の連携・調整の状況	<p><府と大阪市の関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨海部における先端産業の大規模工場の誘致、市域での先端研究所投資の促進、本社機能流出防止等で、幅広く連携して取組み ・外資系企業誘致においては、府・大阪市・大商で共同でO-BIC（大阪外国企業誘致センター）を設立し、ワンストップサービスを実施 ・夢洲・咲洲について、府・市・経済団体で「夢洲・咲洲地区企業等誘致協働チーム」を発足し、企業誘致活動を展開 <p><府と堺市の関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・堺・泉北ベイエリアにおいて、エネルギーや高性能素材等産業の設備投資促進で連携した取組み ・堺・泉北臨海コンビナート企業と府・堺市・高石市により、都市型スーパーコンビナートの形成に向け、「堺・泉北ベイエリア新産業創生協議会」を設立し、企業間連携・産学連携の推進、人材育成、地域魅力・活力の情報発信の取組み 		

※大阪市、堺市についてはホームページ等を参考に作成。

14

◆参考4:ものづくり

取組状況

- n ものづくり振興施策は大阪府及び大阪市をはじめ産業集積が高い市町村がそれぞれ実施している。
- n 府は基盤技術を中心に技術からマッチングまで一環した支援を実施。大阪市、堺市においても地域の実情に応じてものづくり企業への支援を実施。
- n 企業への技術支援では一定棲み分けはあるが、大阪府立産業技術総合研究所と(地独)大阪市工業研究所が連携して実施している。

区分	大阪府	大阪市	堺市
概要	◆中小ものづくり企業の高度化支援 ◎東部大阪をはじめ府内に広く集積するものづくり産業全般を振興。 ◎MOBIOにおいて、産産・産学とのマッチング、技術革新支援、総合相談、知財支援、交流事業を実施。	◆ものづくり企業の競争力強化 ◎（財）大阪市都市型産業振興センターと連携して実施。 ◎技術系OBによる企業マッチング、大学・研究機関とのマッチング、知的財産相談窓口、賃貸工場、ロボット・ラボラトリーの運営等を実施。	◆ものづくりの振興・支援 ◎（財）堺市産業振興センターと連携して実施。 ◎企業間のマッチング、技術コンクール、産学連携支援、専門家派遣事業等を実施。
	連携・調整の状況 <府と大阪市、堺市との関係> ・施策の企画・実施等にあたり、個別に情報交換を行っている。		

※大阪市、堺市についてはホームページ等を参考に作成。

15

◎都市計画

16

◆問題意識

【課題認識】

●人口減少や少子高齢化など社会情勢の変化、減災の視点などを踏まえ、関西圏成長の中核機能を担える都市づくりを進める必要がある

◎大阪市域を1つのエリアとして都市計画区域を設定。結果として、府は市域外、市は市域という区域分断的な考えのもと、都市づくりが進められているのではない

17

◆議論のポイント～論点と今後のあり方(粗い整理)～

【論点】

◇現行制度のもとで、連携・協調すれば解決できるのか
◇統一的な戦略のもと府域で一体的な都市計画を進められるよう、広域自治体と基礎自治体の役割を再精査するなど、制度の再構築が必要なのか

【今後のあり方】

①政令市への更なる権限移譲を進め、連携を強化
②広域に一元化
③広域と基礎の役割を再精査し、新たな役割分担のもと、協議の場を設置し、戦略を共有

18

◆今後のあり方(検討パターン)

	政令市に権限移譲し 連携を強化	広域に一元化 (広域機能が必要な都市計画)	新たな枠組みを構築し 府市で戦略を共有
概要	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画権限をまちづくりの主体である政令市及び一般市町村に移譲（地方分権推進計画H24.4～） その上で連携を強化 	<ul style="list-style-type: none"> 広域的な視点が必要な都市施設や拠点開発などについて、広域自治体に権限を一元化 	<ul style="list-style-type: none"> 府市の役割を再整理し、都市計画区域マスタープランを実効性の高い具体的な都市づくり戦略に転換 広域と基礎が協議し戦略を共有 その上で基礎が具体的な都市計画を決定
効果	◎地域に根差したまちづくりが可能になるのではないか	◎府域トータルで一体的な都市計画決定が可能になるのではないか	◎府域全体としての統一性の確保と、それぞれの地域に即したまちづくりの両者の整合性が図れるのではないか
課題	<ul style="list-style-type: none"> □現行のように府市で区域断片的な都市計画が常態化 □都市として一体性が図りにくいのではないか 	<ul style="list-style-type: none"> □住民参加のまちづくりの流れ（基礎への権限移譲）からどうか □都市計画法の改正が必要 	<ul style="list-style-type: none"> □戦略の実効性をどのような形で担保するのか ⇒都市計画権限は基礎 □市町村と戦略を共有する仕組みづくり（協議の場、権限の整理など）が大きなテーマ ⇒新たな制度の構築が必要

19

◆参考1:政令市に権限移譲(イメージ)

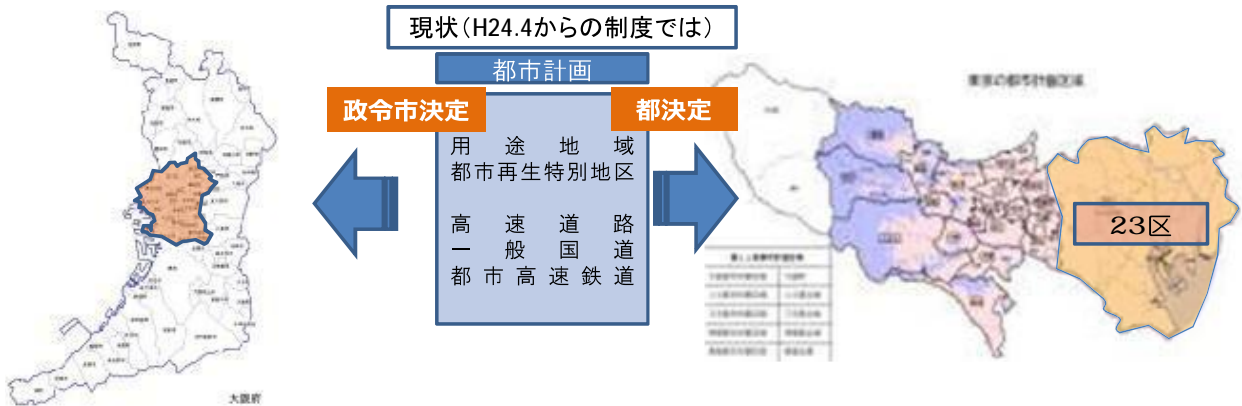
■拠点開発事業における都市計画決定権限(H24.4～)

		大阪駅北大深東地区 (大阪市：大阪駅北ヤード)	【参考】東京・大手前地区 (東京都千代田区：東京駅北側)
事業概要		計画面積：約24ha（梅田貨物駅区域） 都市再生緊急整備地域内 事業主体：独立行政法人都市再生機構 【概要】 梅田貨物駅跡地「最後の一等地」 魅力あるまちの早期実現を目指すため開発連携により、都市機能の更新を図る。 現在、約8.6haが先行開発	計画面積：約13ha（合同庁舎跡地他） 都市再生緊急整備地域内 事業主体：独立行政法人都市再生機構 【概要】 東京駅近隣の国際金融・情報通信などのオフィスが樹立するエリア。老朽化した建物を連鎖的に建替え、グローバルビジネス拠点として再生を図る。
主な都市計画決定	土地区画整理 事業計画	大阪市決定（大阪府知事同意） ⇒（新法）同意が協議に	千代田区決定（東京都知事同意） ⇒（新法）同意が協議に
	用途地域	大阪市決定（国交大臣同意） ⇒（新法）大阪市決定（国同意不要）	東京都決定（国交大臣同意） ⇒（新法）東京都決定（国同意不要）
	都市再生特別地区 (用途地域に基づく 用途容積率等の規 制を適用除外)	大阪市決定（国交大臣同意） 【大阪府知事は意見】 ⇒（新法）旧法と同じ	東京都決定（国交大臣同意） ⇒（新法）旧法と同じ
	地区計画 (独自のまち づくりのルール)	大阪市決定（大阪府知事同意） ⇒（新法）同意が協議に	千代田区決定（東京都知事同意） ⇒（新法）同意が協議に
※新法とは、 H24.4施行予定の都市計画法のこと			

20

◆参考2:大阪府と東京都の都市計画決定の違い

- 大阪は、都心部から市街地が連担し府域一体的な都市活動が行われていることから、東京都と同様の都市計画権限を有することで、一体的な都市づくりを図るべき



- 都市計画法では、政令市は都道府県並みの権限を有し、特別区は市町村とはほぼ同様の扱い
- 地方分権改革による都市計画法改正後は、大阪市の府の権限は、区域マス、流域下水道、一級河川に限定
- 東京都は、23区内において、以下の広域的な都市計画を担っている
⇒区域マス、区域区分、用途地域、都市再生特別地区、高速鉄道、一般国道、都道、都市高速鉄道、流域下水道、一級河川 等

- 東京都23区内の用途地域の都市計画決定権限（都決定）について
⇒新都市計画法（H24.4～予定）の改正にあたり、国は用途地域の権限を特別区および市町村へ移譲する案を進めていたが、東京都から都市計画区域全域を対象に以下の意見が出されたことを踏まえ、23区内については、引き続き、東京都が権限を有することとなった
【東京都意見趣旨】

- ・用途地域は、建築物の用途や容積を定め、都市のあり方を方向付ける基本的な都市計画
- ・日本の心臓部・頭脳部の役割を担ってきた、一体的な機能を発揮させる都市づくりが困難になる
- ・そうならば、東京はもとより、首都圏の活力低下、ひいては日本全体の国際競争力の失墜を招くおそれがある

21

◆参考3:広域に一元化(イメージ)

新都市計画決定区分(H24.4～予定) ※現在、国において権限の見直し作業中 (◎は国同意あり、○は国同意なし)	大阪府 (計画地が大阪市内)		東京都 (計画地が23区内)	
	府決定	指定市決定	都決定	区決定
都市計画区域の整備・開発及び保全の方針 (都市計画区域マスタープラン)	◎			◎
区域区分(線引き)		◎		◎
都市再開発方針等		○		○
地域地区				
用途地域			○	○
都市再生特別地区		◎	◎	◎
臨港地区		◎	◎	◎
特定重要港湾		○	○	○
重要港湾		○	○	○
流通業務地区		○	○	○
近郊緑地特別保全地区		◎	◎	◎
風致地区、緑地保全地域、特別用途地区、高度地区、防火準防火地域、景観地区等		○		○
都市施設				
道路	高速道路・阪神高速		◎	◎
	一般国道		◎	◎
	府・都道		○	○
都市高速鉄道		◎	◎	◎
公園・緑地 墓園・広場		○	○	○
下水道	流域下水道	○		○
	公共下水道		○	○
水路	一級河川	◎		◎
	二級河川・運河		○	○
	準用河川・水路		○	○
市街地開発事業				
区画整理事業、再開発事業		○		○
新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業新都市基盤整備事業		○	○	○
地区計画				
再開発促進区、沿道再開発等促進区3ha越		○	○	○
上記以外の地区計画		○		○

広域自治体への一元化の考え方 (※大阪市域) (案)		備考
広域	基礎	
●		
●		
●		
●		・府域は都心部から市街地が連担し、一体の都市活動が行われていることを踏まえ、広域自治体が担うべき
●		・阪神港(スパー-中核港湾)は将来的には関西州
●		
●		
●		
●		
●	●	・新名神高速等いわゆる国幹道は、より広域的の視点が必要であり、最終的には関西州が都市計画を担うべき
●		
●		
●	●	・リニア鉄道は、広域的の視点が必要であり、最終的には関西州が都市計画を担うべき (広域自治体が設置するものは除く)
●		
●		
●		
●	●	・3ha未満においても、広域的影響のある重要な拠点プロジェクト等に関するものは、広域自治体が担うべき

22

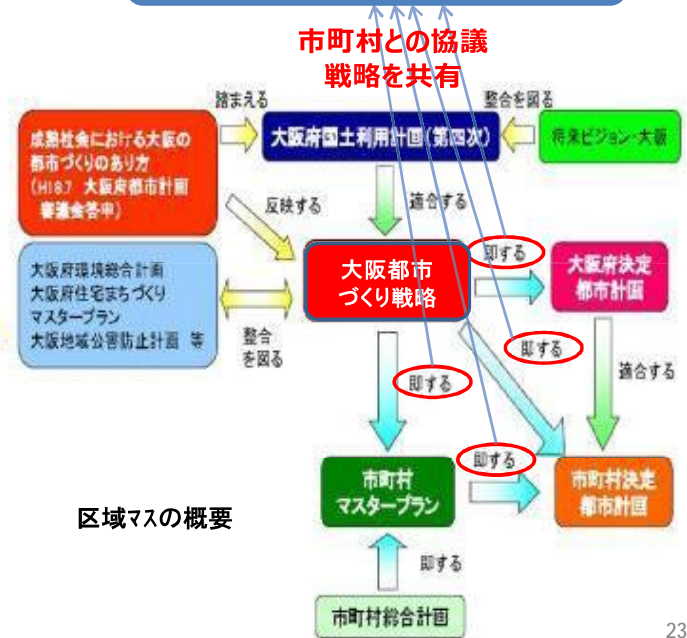
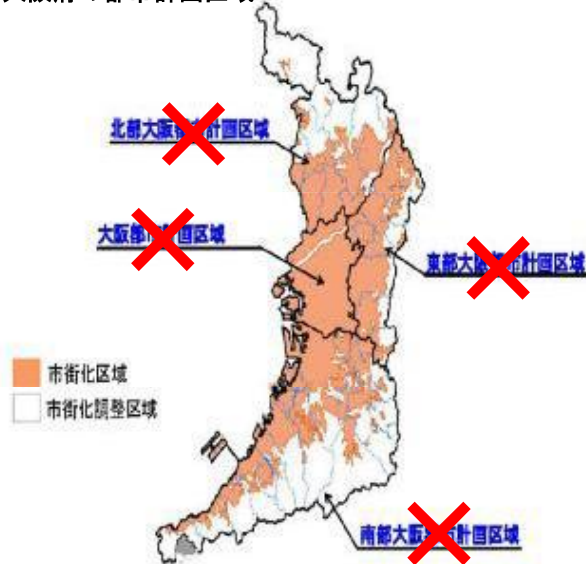
◆参考4: 府市で戦略の共有(イメージ)

- 統一された戦略・計画のもと、「選択と集中」により、府域トータルで投資の重点化を図る
⇒例えば、4つの都市計画区域を府域全体で1つの都市計画区域に再編
- 都市計画区域マスタープランを具体的な都市づくり戦略に転換。政令市及び一般市町村と協議し戦略を共有

統一した戦略・計画
(都市計画区域マスタープラン)

府と市町村の協議の場

大阪府の都市計画区域



23

◎ 道 路

【課題認識】

●我が国の成長を牽引する都市として、大阪がその役割を果たすためには、関西圏の成長を支える物流・交通ネットワーク機能の強化が急務

- ◎しかしながら、高速道路にはミッシングリンクが存在
- ◎また、幹線道路などの整備については、府市の方針の違いから、事業の優先順位付けが異なるなど、道路ネットワークの形成が、スムーズに進んでいないのではないか

25

【論点】

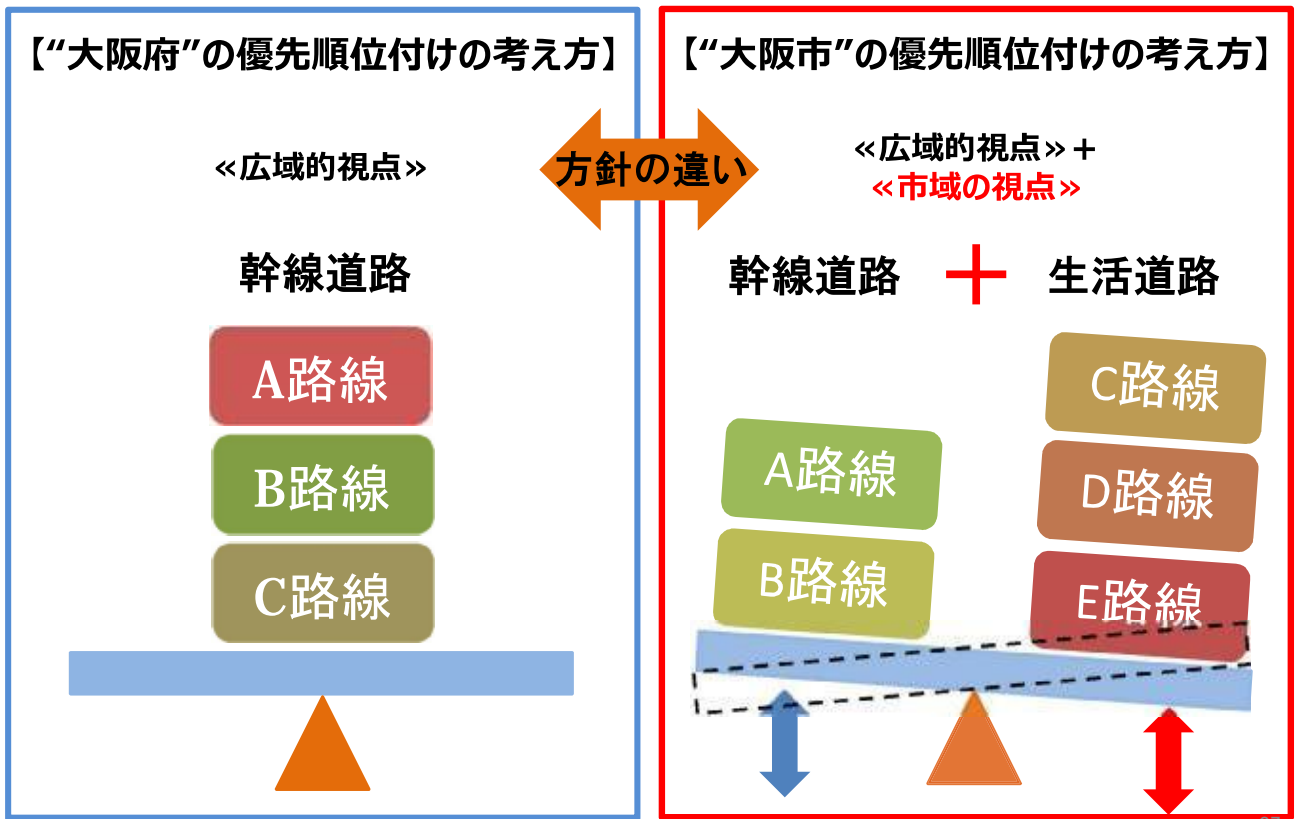
- ◇府市の財政状況が厳しいことだけが原因なのか
- ◇道路の整備・維持管理の方針に差異があるからなのか
- ◇方針に違いがあるとしても、現行制度のもとで、連携・協調すれば解決できるのか
- ◇それとも府市の構造に問題があり、新たな制度を構築する必要があるのか

【今後のあり方】

- ①現行制度を前提に連携・協調を強化して取組みを進める
- ②政令市にさらに権限移譲（ex.市域内に国道（指定区間）を移管）
- ③広域自治体と基礎自治体の役割分担を徹底
- ④関西広域連合と基礎自治体に管理道路を仕分け

26

◆参考1:府市の方針の違い(イメージ)



◆参考2:道路管理の現状

種別	運営主体・道路管理者		路線数	延長 [km]	シェア	管理体制	
	道路の区分						
高速有料道路	ネクスコ	高速自動車国道	5	120			
	阪神高速	府道、市道	10	140			
	公社	国道、府道、市道	7	24			
	高速道路・有料道路 計〔①〕			284	1%		
一般道路	国	一般国道（指定区間）	10	222	1%	国道事務所 + 4出張所	
	府			198	1,535	8%	7土木事務所
		一般国道（指定区間外）		15	328		
		主要府道		46	663		
		一般府道		137	544		
	大阪市			11,865	3,849	20%	7工営所
		一般国道（指定区間外）		6	63	2%	
		主要府道		14	115		
		一般府道		14	68		
		主要市道		14	95		
		一般市道		11,817	3,508	18%	
	堺市				2,038	11%	3地域整備事務所
		一般国道（指定区間外）		2	14	1%	
		府道（主・一の内訳不明）		35	192		
		市道（主要市道なし）		9,817	1,832	10%	
市町村（政令市を除く）			11,409	59%	41市町村		
一般道路 計〔②〕			19,033	99%			
合計〔①+②〕				19,317	100%		

◆今後のあり方(検討パターン)①～現行制度を前提に連携・協調～

≪現状≫		≪将来の方向性(イメージ)≫	
道路種別	管理主体	管理主体(イメージ)	効果と課題(イメージ)
高速道路 (高規格幹線道路)	国 (NEXCO)	国 (NEXCO)	【効果】 ◎府市で連携・協調できれば効果的な道路整備・管理が進むのではないか 【課題】 □法整備等の必要はないが、府市協議の場の設置など連携・協調の仕組みづくりが必要 □利益が相反すれば、連携・協調に相当な時間を要し、結果として道路整備が遅れるのではないか
高速道路 (都市圏高速)	府・政令市 (阪神高速)	府・政令市 (阪神高速)	
国道(指定区間)	国	国	
国道(指定区間外)	府・政令市	府・政令市	
主要府道 主要市道	府・政令市	府・政令市	
一般府道 一般市道	府・政令市	府・政令市	
市町村道	政令市	政令市	

29

◆今後のあり方(検討パターン)②～政令市にさらに権限移譲～

≪現状≫		≪将来の方向性(イメージ)≫	
道路種別	管理主体	管理主体(イメージ)	効果と課題(イメージ)
高速道路 (高規格幹線道路)	国 (NEXCO)	国・府・政令市	【効果】 ◎市域内の幹線道路や生活道路については、市域の視点で一体的にネットワークの形成が図れるのではないか ◎現行の政令市制度で対応可能 【課題】 □府域全体で見ると、府は広域的な視点で、市は市域の視点で道路の整備・管理を進めることから、結果として、ネットワークの形成が図りにくいのではないか
高速道路 (都市圏高速)	府・政令市 (阪神高速)		
国道(指定区間)	国	府・政令市	
国道(指定区間外)	府・政令市		
主要府道 (主要市道)	府 (政令市)		
一般府道	府・政令市	政令市	
一般市道	政令市		

30

◆今後のあり方(検討パターン)③～広域自治体と基礎自治体の役割分担を徹底～

≪現状≫		≪将来の方向性(イメージ)≫	
道路種別	管理主体	管理主体(イメージ)	効果と課題(イメージ)
高速道路 (高規格幹線道路)	国 (NEXCO)	国 + 広域自治体	【効果】 ◎高速道路及び幹線道路は、 広域的視点で整備・管理が可能 になるのではないか 【課題】 □政令市権限の一部見直しによる 道路関係法令の改正が必要
高速道路 (都市圏高速)	府・政令市 (阪神高速)		
国道(指定区間)	国	広域自治体	
国道(指定区間外)	府・政令市		
主要府道 (主要市道)	府 (政令市)	基礎自治体 (行政区等) ※	【効果】 ◎住民ニーズをしっかりと反映させ た、きめ細かな道路の整備・管理 が可能になるのではないか 【課題】 □基礎自治体間で道路の整備・ 管理水準に差が生じるのではな いか
一般府道	府・政令市		
一般市道	政令市		

※基礎自治体(行政区等)については都市内分権で行政区に移管、もしくは行政区を普通地方公共団体または特別地方公共団体にすることも考えられる(以下同じ)

31

◆今後のあり方(検討パターン)④～関西広域連合と基礎自治体に管理道路を仕分け～

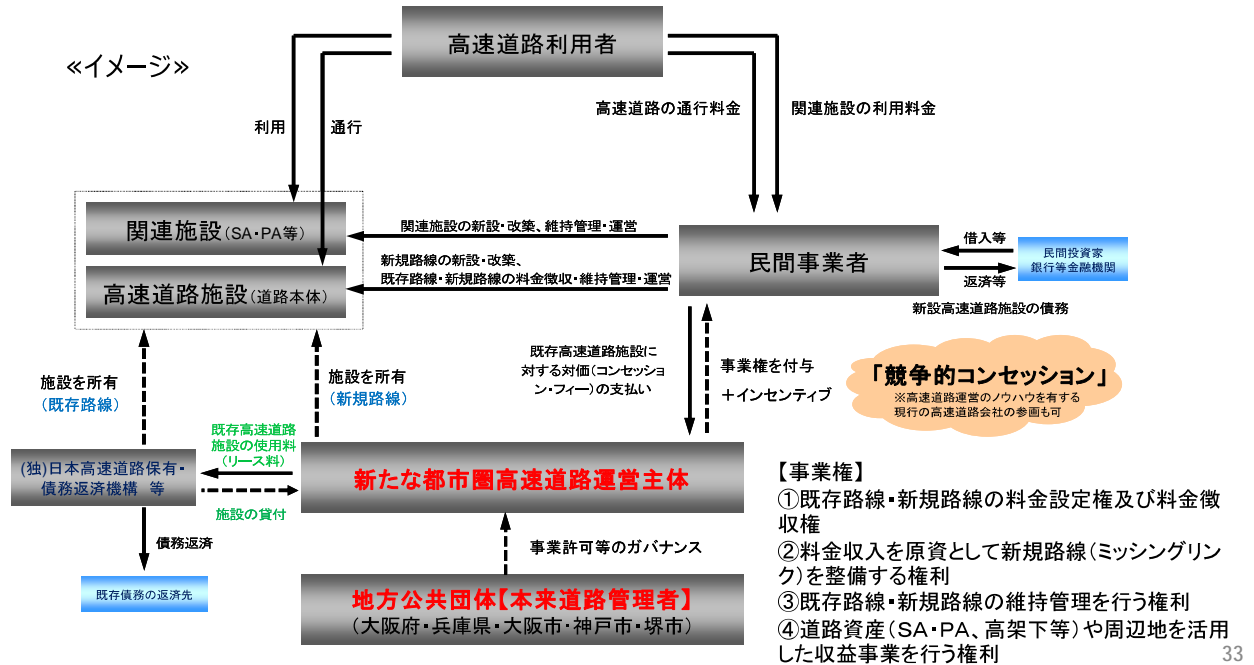
≪現状≫		≪将来の方向性(イメージ)≫	
道路種別	管理主体	管理主体(イメージ)	効果と課題(イメージ)
高速道路 (高規格幹線道路)	国 (NEXCO)	関西広域連合	【効果】 ◎関西ワイドで高速道路はじめ 幹線道路の整備・管理が可能に なるのではないか 【課題】 □現在、府や政令市で整備・管 理している国道(指定区間外) や主要府道まで広域連合でホ ールアウトすべきなのか
高速道路 (都市圏高速)	府・政令市 (阪神高速)		
国道(指定区間)	国		
国道(指定区間外)	府・政令市		
主要府道 (主要市道)	府 (政令市)	基礎自治体 (行政区等) ※	【効果】 ◎住民ニーズをしっかりと反映させ た、きめ細かな道路の整備・管理 が可能になるのではないか 【課題】 □基礎自治体間で道路の整備・ 管理水準に差が生じるのではな いか
一般府道	府・政令市		
一般市道	政令市		

32

◆参考:新たなPPP/PFI制度を活用した阪神都市圏高速道等の一体的運営に関する提案

●競争的コンセッション方式の導入

・高速道路運営のノウハウを有する民間事業者に事業権を付与し、阪神都市圏の高速道路を一体的に管理・運営。料金収入や新たな事業展開による収益を原資に「ミッシングリンク(高速道路の不連続区間)」の早期整備を行う
 ・施設の所有権を移転せず、民間事業者に事業運営に関する権利(事業権)を長期にわたって付与する「コンセッション方式」の導入をめざす



◎ 港 湾

【課題認識】

●大阪湾諸港のポテンシャルを最大限に活用した国際競争力の強化

- ◎世界、アジアの港湾が発展する一方で、日本の港湾の地位は相対的に低下
- ◎大阪湾諸港は複数主体で管理されているが、国際コンテナ港湾である阪神港を含め、堺泉北港や尼崎西宮芦屋港の港湾機能の集約化を図り、世界と伍して競争できる体制を構築すべきではないか

35

【論点】

- ◇現行制度のもと連携・協調すれば解決するのか
- ◇統一的な戦略のもと一体的な港湾の管理運営がすすめるような仕組み・制度が必要なのか

【今後のあり方】

- ①現行方針のもとで連携・協調を強化
- ②港湾の事業運営を民間に委託
- ③関西広域連合に一元化

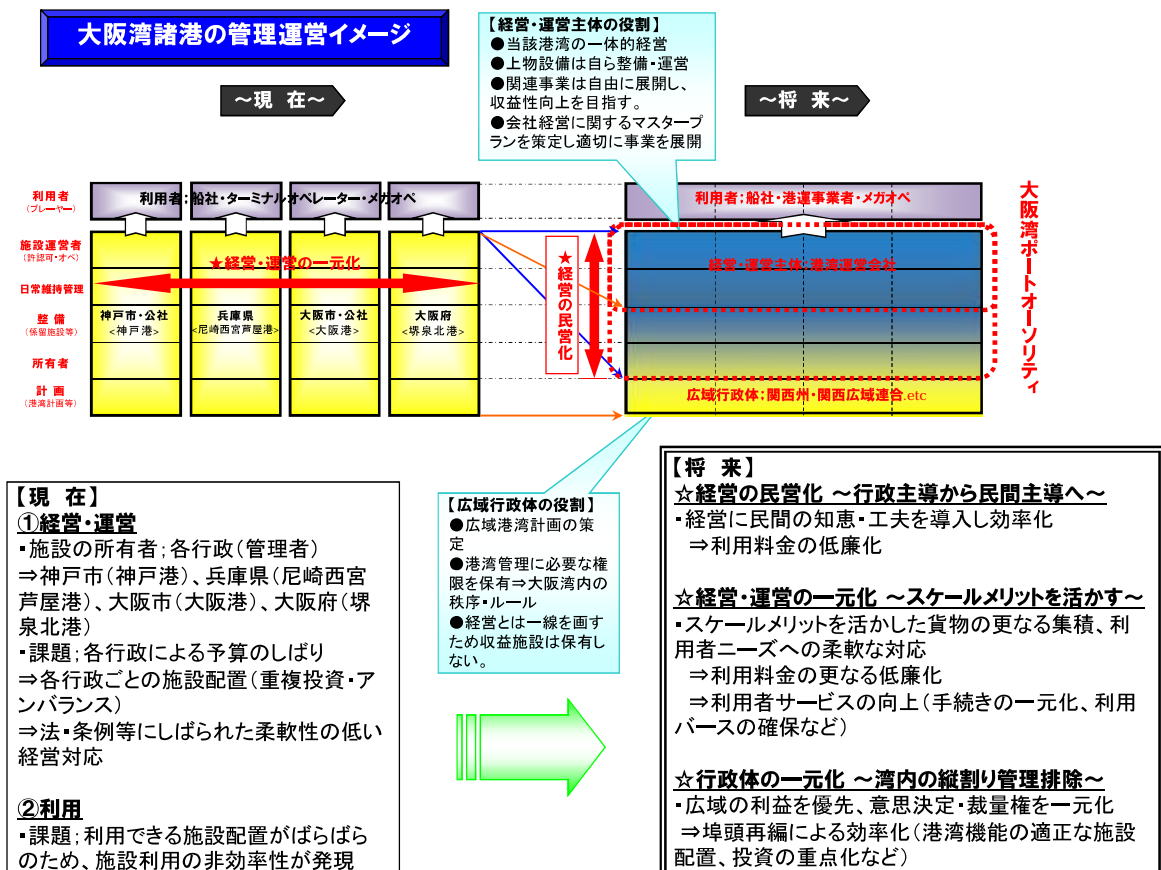
36

◆今後のあり方(検討パターン)

	現行方針のもとで 連携・協力を強化	港湾の事業運営を 民間に委託	関西広域連合に 港湾の管理運営を一元化
概要	<ul style="list-style-type: none"> 国際コンテナ戦略港湾に選定されている阪神港（大阪港、神戸港）は民間事業者へ行政財産を貸与し事業運営を委託 堺泉北港は大阪府が、尼崎西宮芦屋港は兵庫県が管理 	<ul style="list-style-type: none"> 港湾経営の一体化を図るため、事業運営を民間に委託 港湾の管理主体は現行どおり 	<ul style="list-style-type: none"> 関西広域連合が大阪湾諸港の管理主体となって、事業運営を民間事業者へ委託
効果	<ul style="list-style-type: none"> ◎大阪港は阪神港として国際競争力の強化が期待できるのではないか 	<ul style="list-style-type: none"> ◎阪神港、堺泉北港及び尼崎西宮芦屋港の港湾機能を効果的に活用できるのではないか ◎民間的発想で4港湾の機能を効率的に発揮できるのではないか 	<ul style="list-style-type: none"> ◎関西広域連合が大阪湾諸港それぞれの強みを踏まえて統一した戦略を策定することが可能になるのではないか ◎民間的発想で4港湾の機能を効率的に発揮できるのではないか
課題	<ul style="list-style-type: none"> □堺泉北港の機能が十分に活かされないのではないか □大阪湾諸港トータルとしての機能が発揮されないのではないか 	<ul style="list-style-type: none"> □4港湾の機能や特性の違いなどから、一体的に事業運営を民営化できるか見極める必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> □利益が相反する場合など、連携・調整を越えて、戦略性のある一体的な計画を策定できるか

37

◆参考:大阪湾諸港の管理運営イメージ



◎ 鐵道（地下鉄）

◆問題意識

【課題認識】

- 都心部や空港、港湾等との結節を強化し、関西圏を支える広域交通ネットワークを確立
- 利用者視点に立った質の高いサービス提供

- ◎ 地下鉄整備は市民の利便性向上重視により、新線整備計画も市域内に特化。市民の交通移動手段としてはバス事業とも重複
- ◎ 都心部への移動を強化する御堂筋線の複線化計画や、空港や国土軸とのアクセス強化への取組みに消極的
- ◎ 料金は全国一高い。地下鉄事業は市域外の利用者収入を市民に還元している構造になっているのではないか

41

◆議論のポイント～論点と今後のあり方～

【論点】

- ◇ 現行制度のもとで連携・協調により取組みを進めるのか
- ◇ 府市で新たな公的企業体を設置して経営、もしくは民営化するのか

【今後のあり方】

- ① 現行制度のもとで連携・協調を強化
- ② 府市で新たな公的企業体を設置
- ③ 民営化

42

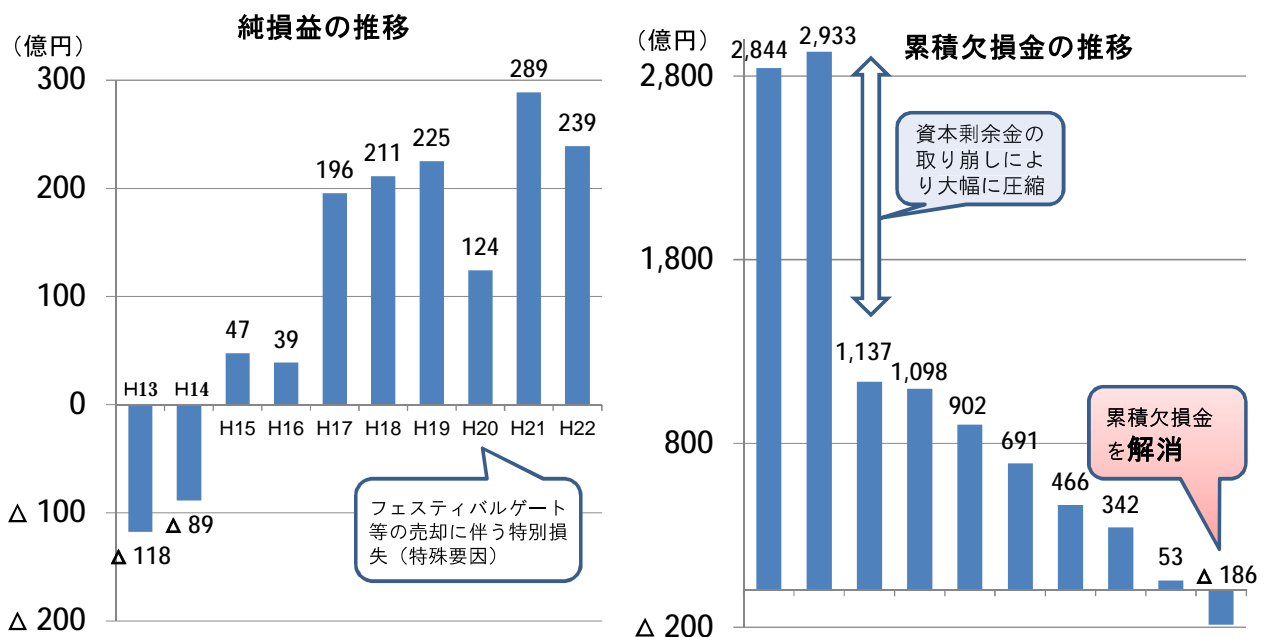
◆今後のあり方(検討パターン)

	現行制度のもとで 連携・協調を強化	府市共同法人の設置	民営化
概要	<ul style="list-style-type: none"> 府市の協議の場を整備するなど連携・協調を強化 市が市域のネットワーク強化のため地下鉄サービスを提供 市域外は府が3セク設置等に対応 	<ul style="list-style-type: none"> 府市が共同出資する法人（府市広域法人（仮称））が鉄道（地下鉄）の整備促進など運営管理を行う 法人が広域的な戦略・計画を策定し、一体的にマネジメント 	<ul style="list-style-type: none"> 地下鉄を民間事業者に売却し民営化（上下分離方式（公設民営）、株式上場など）
効果	<ul style="list-style-type: none"> ◎市域の交通不便地で生活する市民の利便性が向上するのではないか 	<ul style="list-style-type: none"> ◎広域的な視点から拠点との結節、市域外延伸や相互乗入れ等が促進されるのではないか 	<ul style="list-style-type: none"> ◎民間感覚により効率的に地下鉄ネットワークが形成されるのではないかと ◎運賃値下げによる利用者サービスが向上するのではないかと
課題	<ul style="list-style-type: none"> □拠点との結節、市域外延伸や相互乗入等が進みにくいのではないか 	<ul style="list-style-type: none"> □法人設置に係る法的課題の整理 □責任の所在が不明確になるのではないか ⇒採算性が十分考慮されずに赤字が膨張する可能性があるのではないか 	<ul style="list-style-type: none"> □不採算路線の廃止などにより市民の移動手段が縮小されるのではないかと □利益最優先のため実際に市域外延伸などが進むのか

43

◆参考1:純損益と累積欠損金の推移

- 地下鉄事業は経営改善に取組み、8年連続の単年度黒字を達成（H22末見込み）
- H22年度末には、累積欠損金が解消される見込み

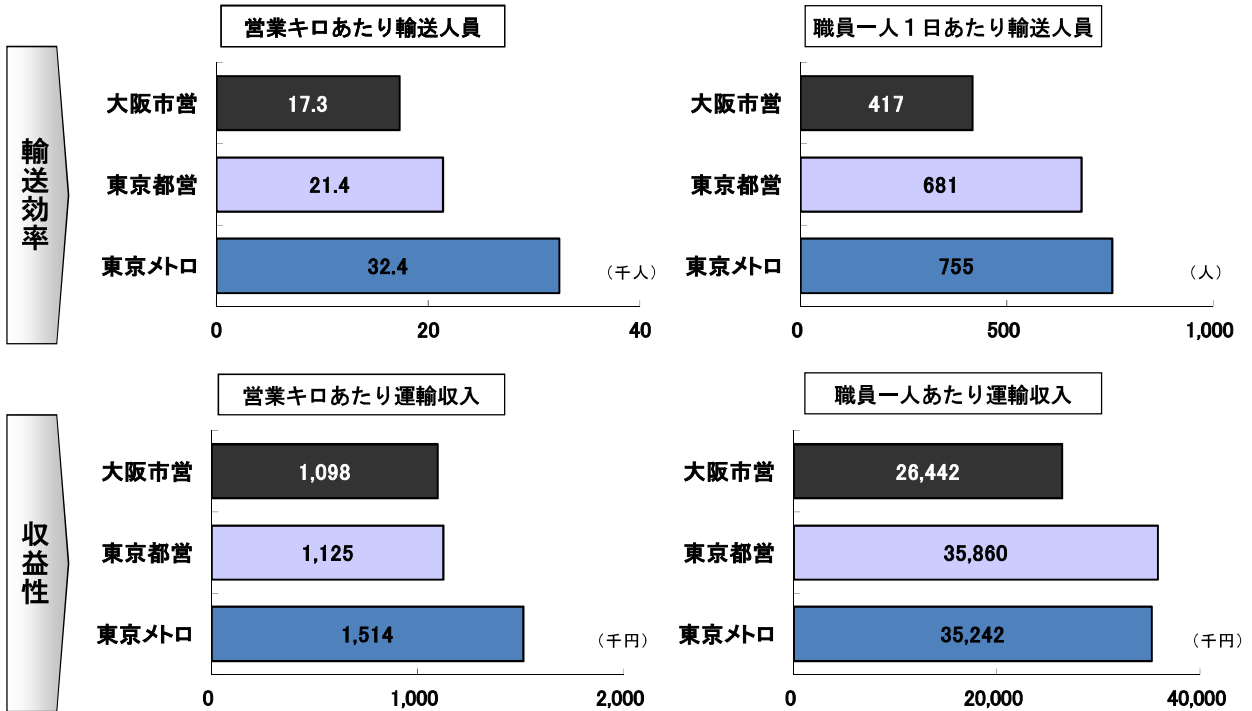


(出典): 「大阪市交通局 平成22年度決算見込み(速報)」

44

◆参考2: 輸送効率と収益性(東京の地下鉄との比較)

● 経営指標は、東京の地下鉄に比べ、輸送効率、収益性などが劣っており、不採算路線の見直しや職員数の削減などにより、一層の経営改善を図ることが可能ではないか



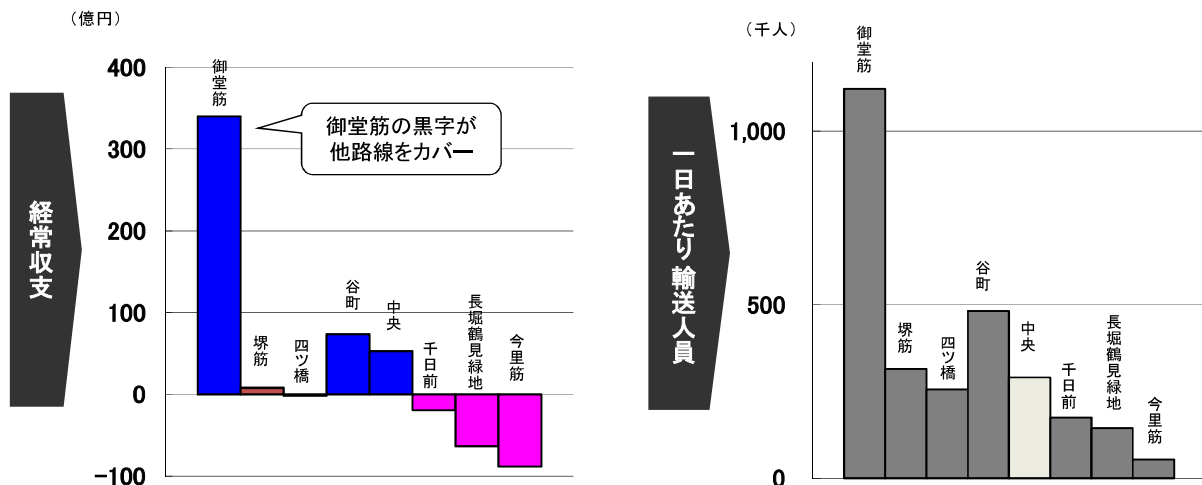
(出典) 市営と都営は「地方公営企業年鑑 (H21年度決算)」
東京メトロは「有価証券報告書 (H21年度決算)」

45

◆参考3: 路線別の収支状況(H21決算)

● 大阪市営地下鉄経営は御堂筋線への依存度が極めて高い。御堂筋線の経常利益 (340億円)、輸送人員 (1,122千人/日) は他路線より突出
⇒ 現在、御堂筋線の黒字で、千日前線、長堀鶴見緑地線及び今里筋線の赤字をカバー

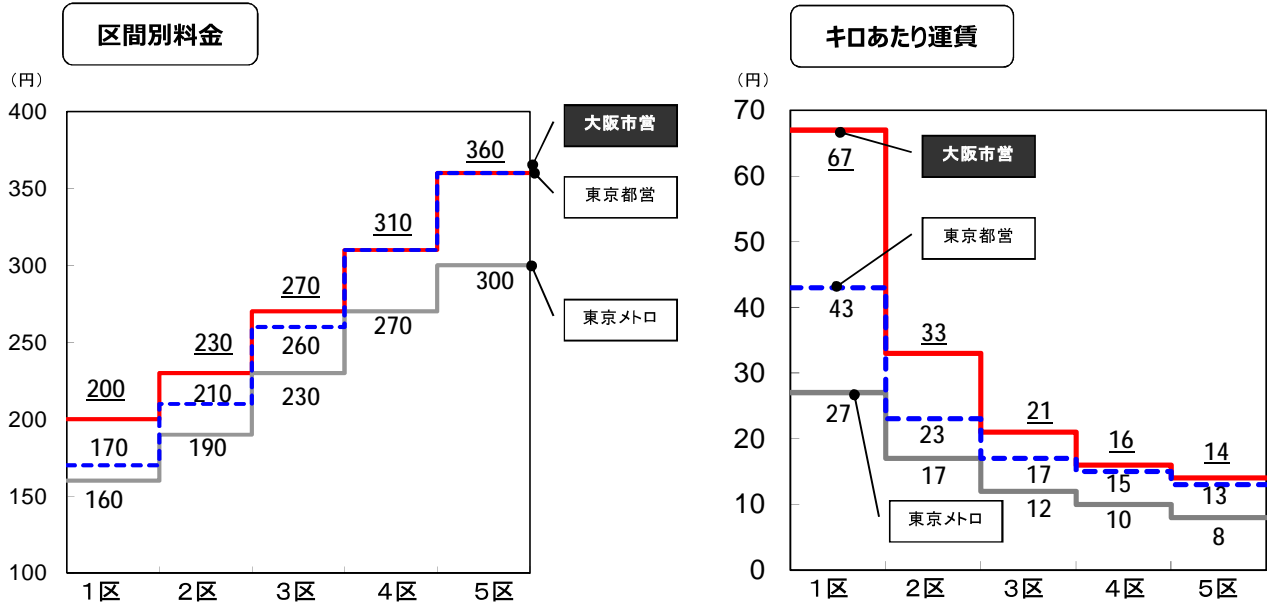
赤字幅の大きい今里筋線を次期整備路線に位置づけ



46

◆参考4: 地下鉄運賃の比較(区間別・キロあたり)

- 大阪市営地下鉄は、都営地下鉄や東京メトロに比べ、“初乗り運賃”が高い
- 1区キロあたり単価は、都営の約1.6倍、東京メトロの約2.5倍

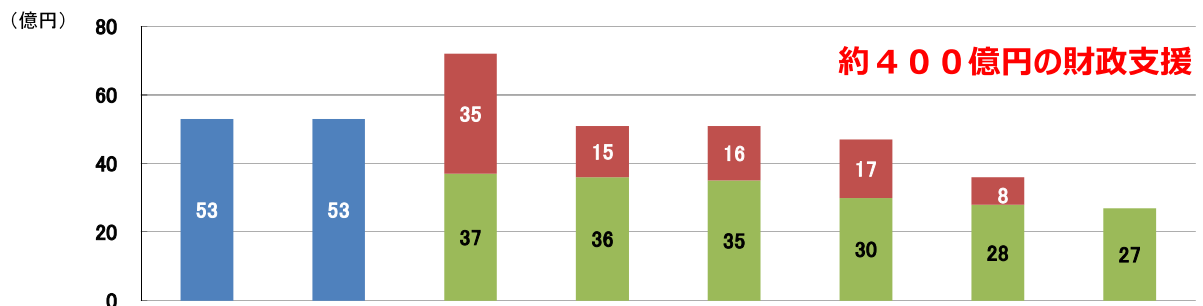


47

◆参考5: 地下鉄事業からバス事業への経営支援

- バス事業は、大阪市民が主な利用者（市内7：市外3）で、市民サービスを優先（赤バスの導入など）。結果として大幅な赤字
- その解消策として、H22年度から「地下鉄事業会計」から「バス事業会計」への繰入金を実施
- 併せて、バス事業会計の資金不足に対応するため出資・貸付などの財政支援を実施

◇ アクションプラン（大阪市交通局）におけるバス事業会計への財政支援の見通し



	H20 実績	H21 実績	H22 予算	H23	H24	H25	H26	H27
繰入金	-	-	37	36	35	30	28	27
出資金	53	53	-	-	-	-	-	-
貸付金	-	-	35	15	16	17	8	0

(出典) 「市営バス事業の改革プラン(アクションプラン)」 48

◎ 消 防

【課題認識】

■ 東日本大震災では、人命救助や消火活動などにおいて、強力な消防組織の大切さを痛感。こうしたことから、大阪でも、有事の際にしっかりと消防活動を支える強力な組織を構築すべきではないか

- 大規模災害対応にはヘリコプターや、大型高所放水車などの高度資機材、人材育成等の更なる充実が必要ではないか
- 東京消防庁とは異なり、府内33消防本部が基本的に対等の立場で併存しているため、指揮命令系統が複線で存在

51

【論点】

- ◇ 現行制度のもとで連携・協調により対応するのか
- ◇ 広域自治体と基礎自治体の役割分担を再精査するなど、制度の再構築が必要なのか

【今後のあり方】

- ① 広域災害対策は広域自治体に一元化
- ② 政令市消防を発展的に改組し大阪消防庁を整備
- ③ 市町村消防の廃止または府域自治体への委託により全体の消防を一元化
- ④ 基礎自治体による水平連携で実施

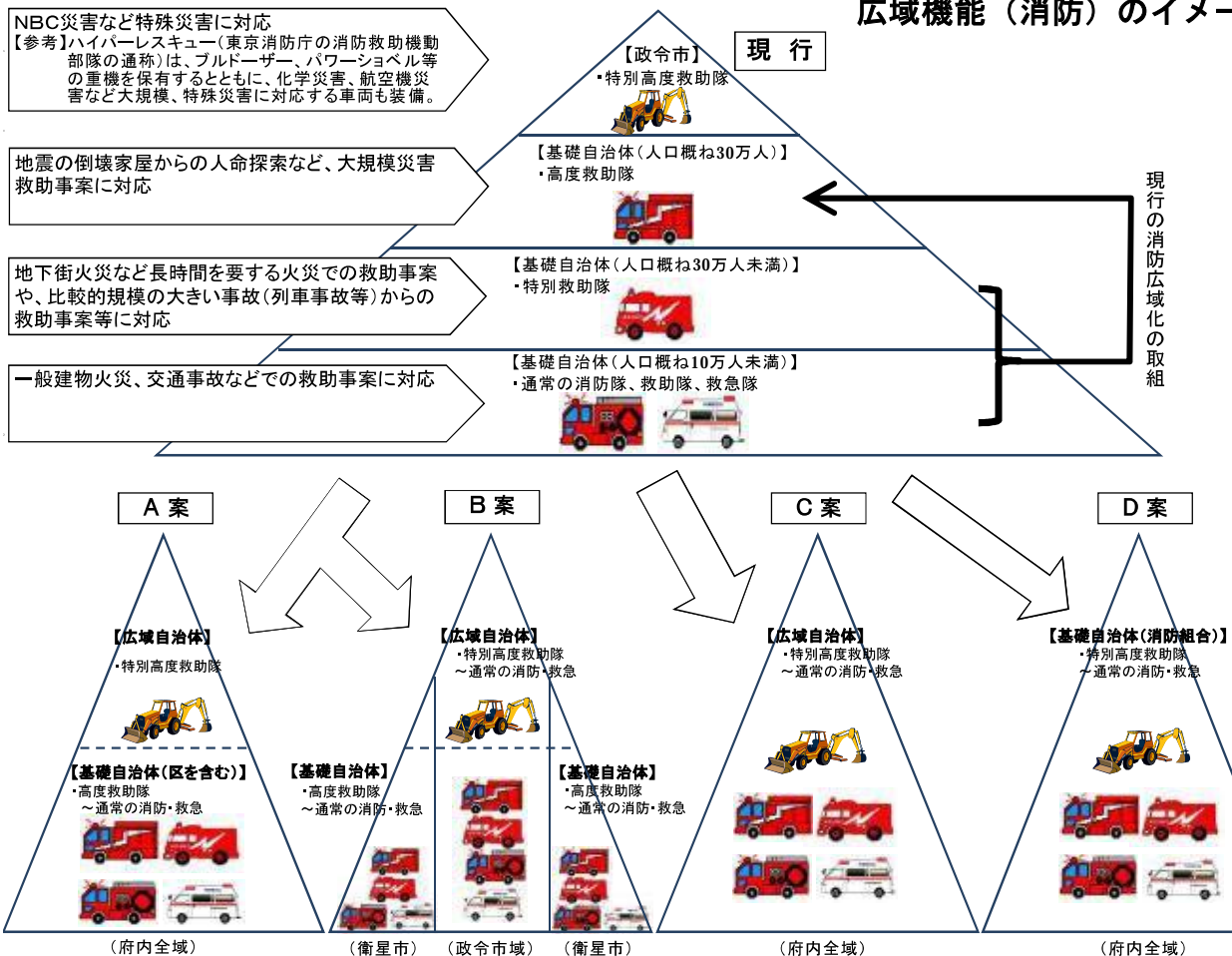
52

◆今後のあり方(検討パターン)

案	概要	効果	課題
A案 (広域防災機能を広域に)	<ul style="list-style-type: none"> ・通常火災・救急については基礎自治体 ・広域災害(複数市町村)は広域自治体が所管し指揮命令のもとハイパーレスキュー等高度機能を持つ <ul style="list-style-type: none"> ・通常災害の指揮官 ・現状は33人(市町村長) ・広域災害の指揮官は1人 ・設備は広域が一体的に整備 ・通常消防は市町村で整備 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 地域の実情に応じた消防活動は市町村長の指揮の下、遂行できるのではないか ◎ 広域災害発生時には、広域自治体の指揮のもと、迅速な活動が遂行できるのではないか 	<ul style="list-style-type: none"> □ 広域災害発生時に広域自治体と基礎自治体の消防活動との連携が難しいのではないか □ 消防機能を横切りにすることがはたして可能か □ 広域自治体を持つ消防の組織運営(例:人材確保等)に工夫が必要ではないか □ 消防組織法の改正が必要
B案 (政令市消防の発展的改組)	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の政令市消防を母体にして広域自治体消防に発展的改組 <ul style="list-style-type: none"> ・広域災害の指揮官は1人 ・設備は広域が一体的に整備 ・通常消防は市町村で整備 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 同上 ◎ A案に比べ、基礎機能を持つことで、指揮の実効性が確保されやすいのではないか 	<ul style="list-style-type: none"> □ 消防組織法の改正が必要
C案 (府全体の消防の一元化)	<ul style="list-style-type: none"> ・広域自治体に消防機能を一元化する <ul style="list-style-type: none"> ・広域災害の指揮官は1人 ・設備は広域が計画的に整備 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 一元的な運営により、災害発生時に全体を見渡した迅速な指揮が可能になるのではないか 	<ul style="list-style-type: none"> □ 日常の消防が住民から遠い存在になるのではないか □ 33市町村長との調整が難しいのではないか □ 消防組織法の改正が必要(事務委託なら不要)
D案 (広域は機能持たず)	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎自治体が水平連携し組合設立又は事務委託(引き続き基礎自治体が消防機能を実施) <ul style="list-style-type: none"> ・指揮官は1人(組合管理者又は受託市長) ・設備は組合で計画的に整備 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 現行どおり基礎自治体が消防・救急など現場を担当し、地域の実情に応じた活動に期待できるのではないか 	<ul style="list-style-type: none"> □ 迅速な指揮命令が難しいのではないか(特に組合の場合) □ 実現には市町村の合意が必要

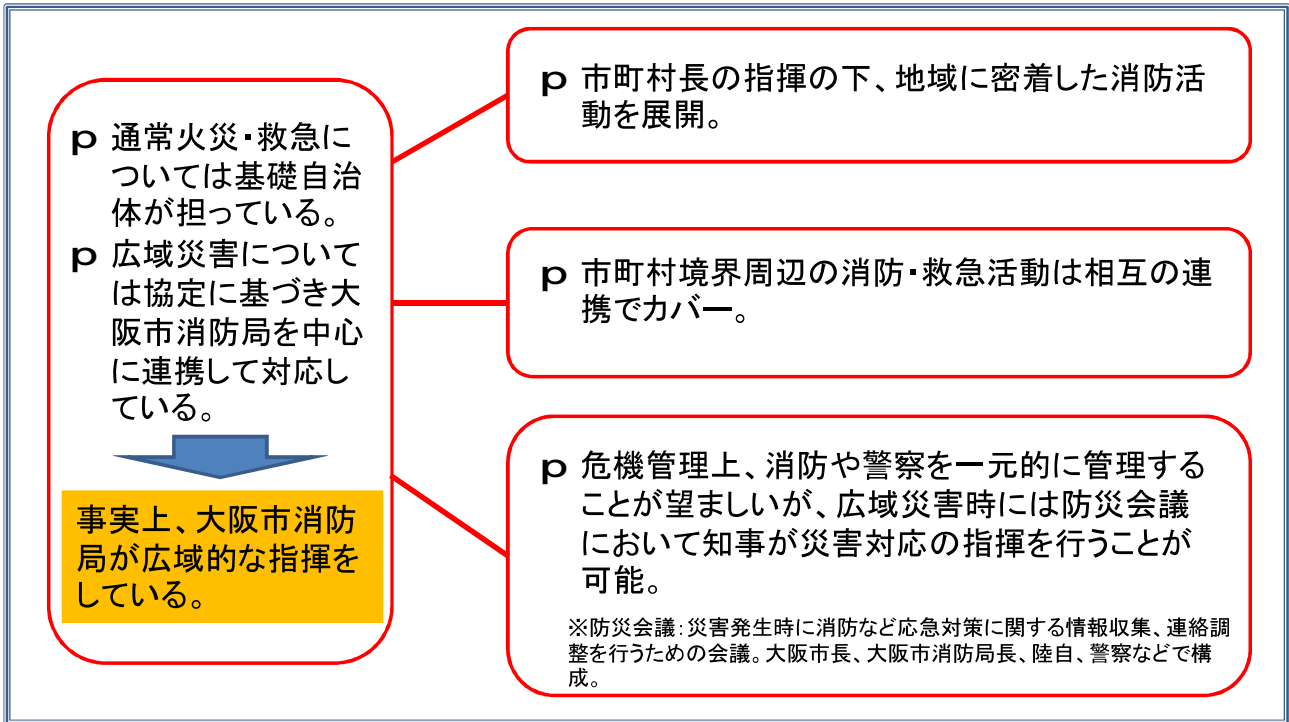
53

広域機能(消防)のイメージ



54

◆参考1:大阪における消防の現状など



【参考】

現在の取組みとして、府内消防を30万人規模で1消防とする広域化を進めている

35

◆参考2-1:東京消防庁、大阪府、堺市のデータ

	東京消防庁	大阪府全体	(大阪市消防局)	(堺市消防局)
人口(千人)	12,917	8,885	2,663	910
面積(km ²)	1,764	1,804	222	161
消防職員(定員数)	18,080	9,950	3,560	963
人口10万人あたり	140.0	112.1	133.7	105.8
[東京との比較]	100.0%	80.0%	95.5%	75.6%
消防署	81	78	25	9
出張所	216	174	64	9
消防団数	58	37	0	1
分団数	439	370	0	3
団員数(定員数)	16,000	10,201	700	50
人口10万人あたり	123.9	114.8	26.3	5.5
火災件数	5,601	3,254	1,266	336
面積1km ² あたり件数	3.2	1.8	5.7	2.1
[東京との比較]	100.0%	56.3%	178.1%	65.6%

56

◆参考2-2:東京消防庁、大阪府、堺市のデータ

	東京消防庁	大阪府全体	(大阪市消防局)	(堺市消防局)
消防費予算額(百万円)	255,028	116,151	43,673	10,405
人口1人あたり金額(円)	19,744	13,073	16,400	11,434
[東京との比較]	100.0%	66.2%	83.1%	57.9%
ポンプ車	536	358	114	29
はしご車	83	88	26	5
化学車	42	44	6	6
大型化学車	6	5	1	2
大型高所放水車	5	3	1	2
消防艇	9	4	3	1
ヘリコプター	7	2	2	0
指揮権者				
市町村域内	知事	33市町村長*	市長	市長
市町村域を越え、都道府県区域内	知事	受援市町村長 (実質的に大阪市長)	—	—
都道府県域を越える場合	知事	知事(実施的に大阪市長)	—	—

* 一部事務組合の管理者等を含む。

※ 平成22年4月1日現在の全国消防長会会員のデータによる。(予算額は平成20年度)

57

くらしと子育て支援・安全なまちづくり・大阪経済の振興に役立つ大阪府・大阪市政への転換こそ急務 — 「大阪府解体＝大阪都」ストップ、

府の広域的役割とりもどそうー

2010. 7. 24、8. 11 宮原たけし

I 成長が止まり、国民が貧しくなった日本。なかでも府民のくらしと大阪経済の悪化は特別

1 大阪と日本のいくつかの指標

		1990年 バブル崩壊	1997年 消費税5%に	2007年 大田府政の 最後	2009年 リーマンシ ョック翌年	注	
総生産 (億円)	大阪	365,238 (100)	409,131 (112)	391,067 (107)	356,868 (97.7)	97年、08年 を契機に全 国マイナス 大阪は幅が 大きい	
	全国	4,516,830 (100)	5,136,129 (113.7)	5,158,043 (114.2)	4,740,402 (105)		
雇用者報酬 (億円)	大阪	184,093 (100)	222,584 (120.9)	196,492 (107)	185,899 (101)		
	全国	2,312,615 (100)	2,796,848 (120.9)	2,631,834 (113.8)	2,513,856 (108.7)		
家計消費 (億円)	大阪	171,663 (100)	197,946 (115.3)	193,213 (112.6)	(集計中)		97年をピー クにマイナ ス
	全国	2,348,136 (100)	2,781,989 (118.4)	2,874,528 (122.4)	2,743,015 (116.8)		
完全失業率 (%)	大阪	2.5	4.7	5.3	6.6(2010年)	90年には全 国の1.19 倍。10年は 1.29倍	
	全国	2.1	3.4	3.9	5.1(2010年)		
企業倒産件数 (件)	大阪	619	1,895	2,059	2,375(2010年)	90年は全国 の9.5%。10 年は15.3%	
	全国	6,468	16,464	14,091	15,480(2010年)		

- ・全国的に97年をピークに国内総生産（GDP）、雇用者報酬、家計消費とも伸びが止まり、リーマンショックでむしろ後退。大阪は97年をピークに3つとも後退に転じ、リーマンショックで後退が加速。
- ・97年までは総生産の増加より雇用者報酬の増加幅が大きい。その後は、「総生産の増加＝雇用者報酬の増加」ではなく、むしろ反対

に減少傾向も。なお、家計消費は減少していても幅が少ないのは、生活の切り詰めには限度があるから。

- ・大阪の家計消費（09年）は集計中だが、雇用者報酬、完全失業率、企業倒産とも大阪の現状は深刻。

2 利益をため込む大企業と中小企業の実態

（大阪経済と全国の経済の現状などの詳細は8月11日に）

- 資本金100億円以上の在阪大企業の内部留保 22.8 → 24.8兆円（00～08年）
- 大阪税関の輸出 10.4兆（97年）→16.8兆（08年）→14.4兆（10年）
輸入 8.2兆（97年）→13.7兆（08年）→11.4兆（10年）
- 町工場（2000～08年） 58,862→41,059（△32.2%）
- 商店数（1999→09年） 36,990→25,708（△31.5%）
- それでもがんばる大阪の中小企業
工業出荷高の3分の2が中小企業（愛知や神奈川では3分の2が大企業）
卸売・小売販売額は70%が中小企業

3 国保料滞納状況、保育所待機児数、特養待機者などの指標の悪化とその解決策（8月11日に詳細）

- いくつかの指標
 - ・国保滞納世帯（10年6月1日時点）373,251世帯24.8%
 - ・待機児
09年10月 4,682人
10年10月 4,788人
 - ・特養入所希望者 09年 4月 7,036人
11年 4月 8,940人
- 打開策
 - ・国保は国の市町村への補助を増やししながら、資格証明書の発行は基本的に廃止する
 - ・保育所については一時的な基金でなく、安定した建設と運営の財源を
 - ・特養の建設も急務

II 自民・民主の国政の責任は重大 — 大阪府政にもくらしと経済悪化の一因が

1 大型開発推進と借金の増大 — 大阪府と大阪市も推進 —

- ① 1990年の日米構造協議(10年間で480兆円(→630兆円)の公共事業…実際は90年代後半から失速)に応じて、りんくうタウン、関空2期、国際会議場、箕面森町など。ことごとく失敗
- ・りんくうタウン 利益を関空建設にまわすとして、約5700億円つぎ込んだが破たん。府民の負担は2874億円(府立大学、警察学校など時価より42億円高値で用地を購入)銀行は1,800億円弱の利息収入)
 - ・りんくうゲートタワービル(建設費659億円、05年に外資系企業に44億円で売却。府負担255億円+37億円)ゲートタワーホテルも処理
 - ・WTCビル(1995年に大阪市などが建設)など、大阪市や大阪府のプロジェクトの破たんの概要(→8月11日に詳細)
 - ・箕面開発 全部売れても750億円の赤字
 - ・関西空港2期工事 飛行機の発着回数は07年17万8千回(7空整・1996年)の予定が、07年12万9843回、08年12万9263回、09年10万8672回、10年10万6873回と低迷。大阪が豊かになれば伊丹、関空とも利用が増える。なにわ筋線などアクセス改善が本質ではない。有利子の借金は1兆円超す
- ② 大型開発のツケが借金返しの増加に(→8月11日に詳細)
- ・公債費(借金返し)
 - 1992年(H4) 1,484億円
 - 1998年(H10) 2,514億円
 - 2000年(H12) 3,109億円(1992年比1625億円増)
 - 2009年(H21) 2,790億円(〃 1306億円増)
- ③ どんどん増えた誘致補助金(→8月11日に詳細)
- 二色浜(サンヨー)、住之江(旭硝子)、堺浜(シャープ)補助金(投資額が増えれば330億円)など
- ※雇用では中小企業ががんばっている
- 誘致企業の07~09年の新規採用のうち、正社員の割合は、中小企業56%、大企業23%

2 はじまった「財政再建」名目の福祉・教育切り捨て(1996~2007) — 大阪府の広域的役割の縮小(→8月11日に詳細)

- ① 96年(横山) 定時制高校4校を廃校 老人医療所得制限引き下げ
- ② 01、04年(太田)福祉医療自己負担、高校廃校、高校授業料全国最高

額、私学助成引き下げ、公立病院補助金廃止、無認可保育所補助金廃止。保健所の支所廃止、検診車はと号廃止、府立病院独立行政法人化。職員の削減・非常勤化、事業の民間委託。

3 それでは生ぬるいと、地域主権改革を旗印に、大阪府の広域的役割を高速道路などの整備や企業誘致に「特化」するのが「財政構造改革プラン（案）」 — 橋下府政 — （→8月11日に詳細）

（1）「財政再建プログラム」案（08～10年）

＜教育＞私学経常費助成(学校支援)大幅カットと私学授業料無償化の拡大、府立高校教務事務補助員の雇い止め（348人）

期限付き講師＝橋下府政で急増

07年4,206人（9.2%）→10年5,708人（12.3%）

別に時間給講師2,780人→3,095人

学校警備員補助の廃止（今年度から）「子どもの安全は府の仕事ではない」

教室へのクーラー設置や学校図書費に格差

＜文化＞青少年センターの廃止と長谷工への売却、センチュリー交響楽団補助金廃止、国際児童文学館の閉館・移転、ピースおおさか補助金削減、ドーンセンター機能の縮小

＜福祉＞街かどデイハウス補助金3分の1に、高齢者住宅改造助成と見守り訪問廃止

65歳以上の自宅での事故死が交通事故死より多いなか、高齢者住宅改造助成の廃止ではなく充実こそ必要

精神障害者権利擁護システムの廃止、障害者・福祉団体への補助金廃止、公害患者死亡見舞金廃止）

障害者ガイドヘルパー派遣事業補助金＝2011年から廃止

国保への府単独補助は「府がやることではない」

※高すぎる国民健康保険料低減のために市町村が行っている法定外繰り入れは、1世帯約2万円

府の繰り入れは13億円（1人500円）→今年はずっと減っている

＜市町村ではできない専門分野も府の直営からはずす＞

府立5病院、府立大学（太田時代）に引きつづき

環境農林水産総合研究所・産業技術総合研究所の「民営」化（水道水と放射能）

＜中小企業＞

中小企業振興費(工業) (07～10年) 5.4億円→2.4億円(△56%)

商業振興費 () 17.8億円→3.9億円(1/5)

<農林水産業>

農業費（2007～10年）191億円→93億円（1/2）

林業費（2007～10年）21億円→23億円

水産業費（2007～10年）9.8億円→4.4億円

（2）（1）の路線をいっそうすすめる「財政構造改革プラン（案）」

①事業仕分けで、140事業を廃止。削減、見直し

- ・他府県でやっていないものは廃止、縮減
- ・市町村にまわすものは廃止（府の仕事ではない）

②府の広域的役割を放棄する「主要分析事業みなおし」

○中小企業融資の後退

○私学助成の削減

- ・幼稚園3歳児保育料助成（23,000円）の見直し
- ・数年後は生徒数が減少する－公立高校の再編整備（生徒の集まらない学校は廃校か）

○福祉医療（1回500円）

「財政に余裕がある時に行うもの」と改悪を計画

○国保「広域化」では1世帯2万円の値上げの危険

○府営住宅

- ・現有13万8千戸を将来半分にする（すでに募集停止や立替の際の戸数削減は始まっている）
- ・市に移管、地域団体への移管なども検討

○救命救急センター（吹田3億5千万円カット）

- ・北大阪の救命救急体制にも影響

（3）「大阪の成長戦略」の誤り（→8月11日に詳細）

○「成長率年2%以上」というがまったく根拠なし。

「訪日外国人年間625万人」（国計画の1/4）も、自然や緑、環境がよくなってこそ

○「国際戦略総合特区」＝夢洲・咲洲地区含む湾岸地域など・「地域活性化総合特区」＝大手前・森之宮地区など→見通しなし（→8月11日に詳細）

○「物流を支える高速道路」「人流を支える鉄道」というが、人口減少時代にムダ

※阪高の利用台数

1998年（221km）95万2千台→2009年（242km）86万1千台

- ・阪神高速淀川左岸延伸部（3,500億円）、関空リニア（1兆円）、なにわ筋線（1,900～3,900億円）などより今ある高速道路や

一般道路の改善を

○府内どこに住んでいても便利なまちづくりを

- ・ 65歳以上人口 1990年84万3千人(9.7%)→2010年195万3千人(22.3%)

大阪市の北ヤードやベイエリアの物流や人流にとっての必要性は増えない。(三越伊勢丹も苦戦)

- ・ 住んでいる地域を、買い物や通院などに便利な街にすることが大きな課題

②府庁の咲洲への移転は誤り

- ・ 第2庁舎、移転費用を含めて135億円
- ・ 旧WTCビルのテナントの4分の1が撤退
- ・ 関西財界も旧WTCへの事務所移転や支所設置を拒否

(5) 「大阪都」構想や関西州の誤り (→8月11日に詳細)

○大阪府と大阪市・堺市を一つにし、資産や税収を統合して、指揮官を1人にする(いつになったら大阪都の内容についての維新案は出るのか)

○国のねらい=憲法、地方自治法を踏みにじり、国の社会保障への最低基準へ(ナショナルミニマム)の保障責任を投げ捨て、「住民福祉の機関」としての自治体の役割を弱める、

○大企業・多国籍企業が活動しやすい条件をつくる一方、少なくなった財源で基礎自治体と住民は貧しくなる

○議会の機能を形骸化、地方自治、住民自治を破壊・縮小する。

関西州では橋下知事も平松市長も一緒

(選挙制度の改定で4割も死票に)

Ⅲ 福祉・教育充実、中小企業応援で、元気な大阪を

(→8月11日に詳細)

1 雇用、暮らし、中小企業支援で内需拡大、税収を増やす

①生活密着型公共事業への転換で府民に安全・安心、中小企業に仕事を

府庁に「中小企業局」を置き、教育、福祉、環境、土木・建築などあらゆる分野で雇用と中小企業振興を軸に事業を進める。

<例>イ、河川の改修37河川で「安心川づくり計画」=250～260億円必要とされているのに、毎年8億円→せめて

年20億円に

ロ、府道の交差点改良＝1万8千か所必要だが予算は年間200か所前後

ハ、住宅の耐震改修予算の増加や住宅改造の復活と戸数増
(経済効果は30倍ともいわれる)

ニ、保育所、老人ホームの建設

②市町村を励まし、教育・子育て支援を充実する

イ、中学校給食補助の充実(1/2から2/3に)

ロ、子ども家庭センターの専門職員の増員(2年で9人だが、もっと増やす必要)

ハ、国にさきがけて、35人学級を小3、中1に拡大する

ニ、子ども医療費助成を小学校入学までに(府内では義務教育終了まで可能)

③福祉・社会保障

イ、福祉作業所の補助金継続 ヒブワクチン、子宮頸がんワクチンなど

ロ、国保料値下げや介護保険負担の軽減に府も補助を

④農林水産業の振興

大阪の自然を守り、雇用を拡大

2 財源は財政調整基金(766億円)の一部と国基金・交付金の活用で雇用、安全の確保を(残額766億円の有効活用)

国に使いやすいものに改善するように要求する

①安心子ども基金＝保育所新設54箇所、増改築65で定数増4,468人(残金70億円)

②地域活性化公共投資臨時交付金(残金85億円)

③3月14日にわが党が提案した組み替え案

(1) 暮らし応援、福祉充実

○ 国保料 保険料引き下げ(3,000円×150万世帯) …45億円

・低所得者の医療費減免(実施する市町村に1/2補助) …30億円

○ 子ども医療費助成(就学前まで拡大) …23億円

○ 府的障害者団体への運営費の復活、街かどデハウスへの支援復活 …5億6,000万円

(2) 府民の安全と教育

○ 小学校35人学級(3年生まで拡大) …14億円

○ 学校警備員継続 …5億円

○ 中学校給食市町村への初期投資を2/3に …5年間の債務負担246億円を330億

円に

○ 千里救命・救急センター 府独自補助復活 …3億5,000万円

(3) 地震対策など

○ 住宅の耐震改修(借家も改修に含める対策を)1億9,000万円を20倍に …38億円

○ 河川の老朽護岸対策(8億円から20億円に) …20億円

財源

(1) 財政調整基金789億円から258億2,000万円を取り崩す

(2) 他に平成22年(2010)年度の決算剰余金の活用を検討する

・他に、小・中・高の耐震化(現在67%、全国73%)、津波・防潮対策費の復活(07年度272億円→11年度164億円)

3 国に地方財源の確保を求める(→8月11日に詳細)

①「三位一体の改革」で奪った地方財源(約800億円)を元に戻すよう求める

②資本金10億円以上の大企業の税率を1997年当時の税率に段階的に(景気回復に応じて)戻すよう求める。年所得1億円以上の高額所得者の増税を求める

4 大型開発は府民の立場で根本的に見直す(→8月11日に詳細)

IV 大阪府と大阪市の関係について

1 だぶっていても住民のためになっているものは削る必要なし

○公営住宅、中小企業融資、図書館、消費者センターについて

(→その他は8月11日に)

・公営住宅

	2005(H17)	2008(H20)	2010(H22)
府営	4,106 (14.4倍)	5,993 (8.8倍)	3,735 (21.2倍)
市営	1,512 (30倍)	1,494 (21.2倍)	695 (21.4倍)

・中小企業信用保証協会

	2005(H17)	2008(H20)	2010(H22)
	58,374件	76,113件	60,656件
府	82.8%	70.4%	84%
市	17.2%	29.6%	16%

・図書館

		2005(H17)	2007(H19)	2009(H21)	2010(H22)
市中央図書館		1,785,339	1,715,045	1,777,707	1,760,635
府	中之島	275,323	293,960	318,193	307,695
	中央	647,034	633,480	661,830	685,501

・消費者センター

		2005(H17)	2007(H19)	2009(H21)	2010(H22)
府		10,192	11,055	11,635	10,482
市		30,796	24,843	22,223	18,942
		41,369	73,154	61,505	59,081

- (1) 府営住宅の倍率は年々上がり21.2倍(H10-22)、市営住宅は21.4倍(昨年11月まで)。高齢者や若年層の貧困化がすすみ、入居希望者多い。
- (2) 中小企業融資は複数あったほうがよい。三井と住友が一緒になっても庶民にも日本経済にもプラスになっていないのでは。
- (3) 本を読む、借りれる場所が多いほうが大阪府民の文化力が上がる
- (4) 大阪府、大阪市だけでなく市町村の消費者センターの充実も必要

2 地下鉄「民営化」で危惧されるもの

(1) H21年度の収支と人数

	朝ラッシュ	損益 (百万円)	1日平均利用 人数(人)
御堂筋	1本/2分	34,009	1,122,103
谷町	2分30秒	7,348	482,345
中央	3分45秒~4秒	5,280	289,892
堺筋	2分45秒~3分	804	314,684
四つ橋	2分30秒	△160	255,726
ニュートラム	2分30秒	△717	72,153
千日前	4分5秒~4分10秒	△1,932	174,790
長堀鶴見緑地	3分	△6,328	143,955
今里筋	4分	△8,848	54,439
合計		29,456	2,910,087

(2) 危惧されること

- ①現在は赤字5路線でも朝のラッシュ時は2分30秒から4分に1本。これが5分～8分に1本などになりかねない。5路線の利用者は1日70万人以上。JRはローカル線がつぶされたり本数が大幅に減った。
- ②四つ橋線の堺への延伸が必要かー緊急性と採算性（今でも赤字）から慎重な検討必要
- ③よく比較される大阪市と横浜市でいえば、地下鉄の走行距離は大阪市が3倍。

以 上

【資料1】

○国民健康保険の滞納世帯数等について(平成22年6月1日現在)

保 険 者	滞 納 世 帯 数	被保険者資格証明書 交 付 世 帯 数	短期被保険者証交付 世 帯 数	世帯数
大 阪 市	132,626	12,177	42,736	496,172
大 塚 市	29,877	5,178	8,408	139,645
岸 和 田 市	10,508	13	1,155	32,111
豊 中 市	17,116	328	4,013	65,000
池 田 市	3,101	28	472	15,995
吹 田 市	11,176	11	534	51,498
泉 大 津 市	2,325	5	896	11,800
高 槻 市	12,562	488	5,211	56,237
貝 塚 市	2,112	15	789	13,136
守 口 市	7,686	84	3,327	27,718
枚 方 市	11,927	1,237	5,747	61,728
茨 木 市	7,717	1,095	2,014	39,848
八 尾 市	11,526	315	764	46,868
泉 佐 野 市	3,061	63	516	15,699
富 田 林 市	5,765	28	955	18,584
寝 屋 川 市	13,361	2,177	2,784	42,557
河 内 長 野 市	2,912	0	821	17,709
松 原 市	8,057	18	1,557	23,262
大 東 市	6,468	915	2,542	22,615
和 泉 市	6,923	140	1,144	25,508
箕 面 市	4,473	13	465	20,109
柏 原 市	2,859	16	294	12,050
羽 曳 野 市	5,080	37	981	19,589
門 真 市	9,189	433	2,829	26,277
摂 津 市	3,337	57	1,365	14,693
高 石 市	1,301	14	571	9,397
藤 井 寺 市	2,559	16	391	10,894
東 大 阪 市	24,317	2,091	9,854	88,719
泉 南 市	1,976	96	581	10,211
四 條 畷 市	1,910	283	799	9,069
交 野 市	1,787	10	498	10,772
島 本 町	856	2	223	4,174
豊 能 町	107	13	67	3,476
能 勢 町	285	20	146	2,013
忠 岡 町	873	19	336	2,908
熊 取 町	682	22	329	6,189
田 尻 町	189	6	91	1,204
阪 南 市	1,775	14	874	9,221
岬 町	480	0	110	3,372
太 子 町	608	0	183	2,081
河 南 町	358	0	218	2,474
千 早 赤 阪 村	66	0	30	1,070
大 阪 狭 山 市	1,655	7	490	8,743
計	373,528	27,484	108,110	1,502,395

【資料2】

保育所入所待機児童数

市町村名	平成21年10月1日現在	平成22年10月1日現在	増減数
岸和田市	23	24	1
豊中市	112	85	▲ 27
池田市	0	0	0
吹田市	248	262	14
泉大津市	54	31	▲ 23
貝塚市	11	19	8
守口市	78	72	▲ 6
枚方市	245	257	12
茨木市	178	241	63
八尾市	141	130	▲ 11
泉佐野市	0	0	0
富田林市	0	0	0
寝屋川市	19	68	49
河内長野市	18	21	3
松原市	81	58	▲ 23
大東市	9	23	14
和泉市	78	71	▲ 7
箕面市	76	78	2
柏原市	3	0	▲ 3
羽曳野市	20	20	0
門真市	61	120	59
摂津市	41	35	▲ 6
高石市	1	1	0
藤井寺市	50	81	31
泉南市	0	2	2
四條畷市	61	48	▲ 13
交野市	38	62	24
大阪狭山市	27	37	10
阪南市	7	28	21
島本町	0	0	0
豊能町	0	0	0
能勢町	0	0	0
忠岡町	8	1	▲ 7
熊取町	4	2	▲ 2
田尻町	6	7	1
岬町	0	0	0
太子町	0	0	0
河南町	1	0	▲ 1
千早赤阪村	2	2	0
小計(39市町村)	1,701	1,886	185
大阪市	1,144	1,060	▲ 84
堺市	760	773	13
高槻市	213	260	47
東大阪市	864	809	▲ 55
小計(政令・中核市)	2,981	2,902	▲ 79
大阪府計	4,682	4,788	106

【資料3】

特別養護老人ホーム入所申込みの状況（平成23年4月）

市町村	入所の必要性が高いと考えられる者	備考
大阪市	2,794	<p>○特別養護老人ホーム入所申込者の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村を通じ、調査時点を平成23年4月1日として把握したもの。 入所申込者数とは、各特別養護老人ホームへの申込者について、市町村で複数施設への申込を整理・集約し、既に他の介護保険施設に入所している者を除き、1年以内に入所を希望している者の数を集計したもの。 <p>○「入所申込者」 12,657人</p> <p>○「入所申込者」のうち、「入所の必要性が高いと考えられる者」8,940人</p> <p>○「入所の必要性の高いと考えられる者」の考え方 入所の必要性を判断するにあたっては、要介護度の他に、家族の状況（介護者の状況）や居住環境等により在宅サービスを利用してもなお在宅生活に支障がある等の状況を勘案することが必要となるが、入所申込者の個々の状況を全て把握することは困難であるため、要介護度に着目して人数を推定した。</p> <p>①「要介護度4及び5」の者について 厚生労働省が示した基本指針（H18.3.31 厚労告314号）において、平成26年度の目標値として、介護保険3施設の利用者合計のうち、要介護度4及び5の認定者の占める割合を70%以上にする事とされているなど、入所者について、重度者重点化方針が示されていることから、全員を対象者と算定（6,636人）</p> <p>②「要介護度3」の者について 要介護度が中程度であり、必ずしも全員が入所の必要性が高いとは言いきれないが、本人もしくは家族が、すぐにでも入所したい（させたい）という意向を示していることを勘案して、入所希望時期を「早期希望（1～3ヶ月以内）」と回答した者に限って対象者と算定（2,304人）</p>
堺市	771	
豊中市	343	
池田市	111	
吹田市	421	
箕面市	115	
豊能町	11	
能勢町	10	
豊能計	1,011	
高槻市	264	
茨木市	268	
摂津市	75	
島本町	7	
三島計	614	
枚方市	436	
寝屋川市	305	
大東市	101	
交野市	79	
くすのき	359	
守口市	101	
門真市	198	
四條畷市	60	
北河内計	1,280	
八尾市	291	
柏原市	105	
東大阪市	643	
中河内計	1,039	
富田林市	92	
河内長野市	161	
松原市	97	
羽曳野市	122	
藤井寺市	121	
大阪狭山市	58	
太子町	14	
河南町	30	
千早赤阪村	6	
南河内計	701	
岸和田市	213	
泉大津市	76	
貝塚市	90	
泉佐野市	56	
和泉市	127	
高石市	33	
泉南市	50	
阪南市	22	
忠岡町	4	
熊取町	48	
田尻町	9	
岬町	2	
泉州計	730	
総合計	8,940	
政令市・中核市を除外した計	4,468	

第2回

新たな大都市制度検討協議会資料

「広域行政の課題」

▶ ごみ処理施設

▶ 琵琶湖から大阪湾に至る
水・環境

▶ エネルギー・電力政策

大阪維新の会
おおさかいしんのかい

協議会委員 大橋一功

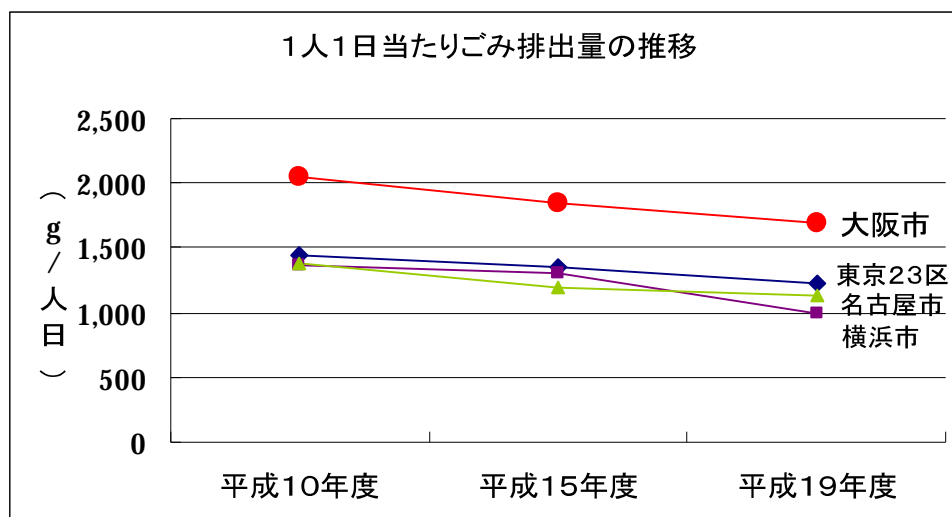
(平成23年7月26日)

□ ごみ処理施設

協議会委員 大橋一功

①1人1日当たりごみ排出量の比較（東京23区、横浜市、名古屋市、大阪市の比較）

○ 大阪市の、1人1日当たりごみ排出量は徐々に減少しているが、東京23区、横浜市、名古屋市に比べていまだ500g/人日程度多い。



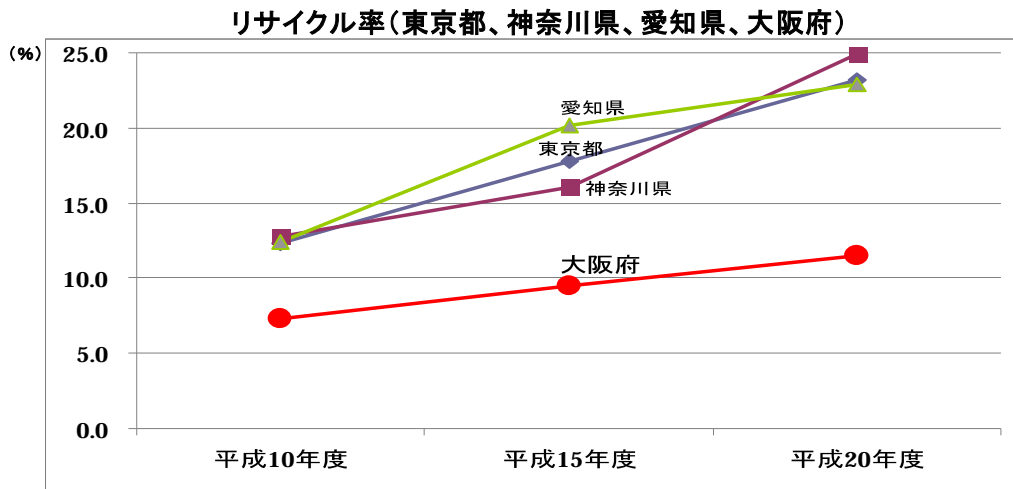
1人1日当たりごみ排出量(g/人日)

	平成10年度	平成15年度	平成19年度
東京23区	1,440	1,346	1,231
横浜市	1,370	1,311	996
名古屋市	1,387	1,189	1,129
大阪市	2,053	1,850	1,687

(出展) 環境省の廃棄物処理技術情報DB「日本の廃棄物処理」より

②リサイクルの状況（東京都、神奈川県、愛知県、大阪府）

○ 大阪府のリサイクル率は徐々に改善されているが、この10年間で東京都、神奈川県、愛知県との差は、むしろ開き気味である。平成20年度では、これら都県の1/2程度である。



	リサイクル率(%) ※		
	平成10年度	平成15年度	平成20年度
東京都	12.3	17.8	23.2
神奈川県	12.8	16.1	24.9
愛知県	12.4	20.2	22.9
大阪府	7.3	9.5	11.5

※ リサイクル率 = (直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量) / (ごみの総処理量+集団回収量) × 100

(出展) 環境省の廃棄物処理技術情報DB「日本の廃棄物処理」より

5

③横浜市のごみ処理の状況

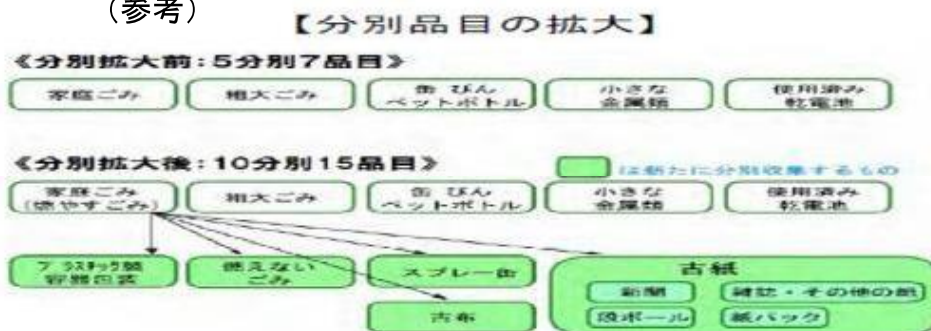
平成13年度 161万トン ⇒ 平成21年度 93万トン (42%の減少)

7施設のごみ処理施設のうち、3か所が廃止もしくは休止に!

【横浜市の具体的な取り組み】

- ・家庭系ごみ・・・分別収集品目の拡大
(5分別7品目 ⇒ 10分別15品目)
- ・事業系ごみ・・・古紙などのリサイクルの推進、産業廃棄物の適正処理
- ・分別ルールを守らない者に対する罰則制度の適用
- ・資源回収ボックスの増設など資源物回収のための受け皿の整備など

(参考)



6

◎横浜市 ごみ処理施設の状況

【施設配置図】



工場名	竣工年月日	施設能力
鶴見工場	平成7年3月31日	1200トン
旭工場	平成11年3月31日	540トン
金沢工場	平成13年3月30日	1200トン
都筑工場	昭和59年3月31日	1200トン
港南工場	平成18年1月廃止	
栄工場	平成17年10月廃止	
保土ヶ谷工場	平成22年4月一時休止	

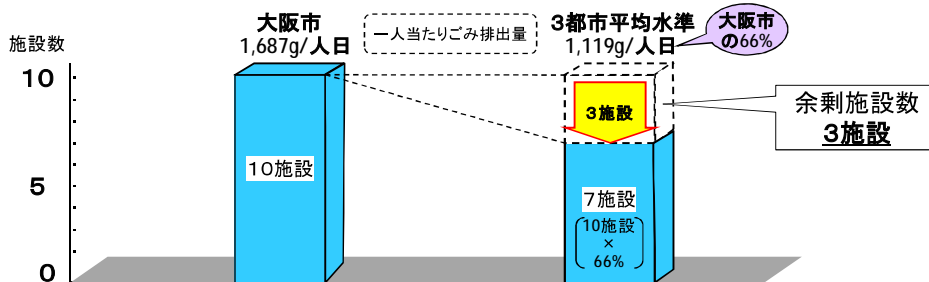
【出典】横浜市一般廃棄物処理基本計画

④ 【試算】 ごみ焼却施設の最適化

- 大阪市の1人1日当たりごみ排出量を、東京23区、横浜市、名古屋市の平均水準(平成19年度ベースで大阪市の66%相当)まで抑制すると3施設相当分のごみ焼却施設が余剰になる。
- 大阪府の1人1日当たりごみ排出量を、東京都、神奈川県、愛知県の平均水準(平成19年度ベースで大阪市の85%相当)まで抑制すると7施設相当分のごみ焼却施設が余剰になる。また、ごみ排出量の最も少ない神奈川県水準(平成19年度ベースで大阪市の80%相当)まで抑制すると9施設相当分のごみ焼却施設が余剰になる。

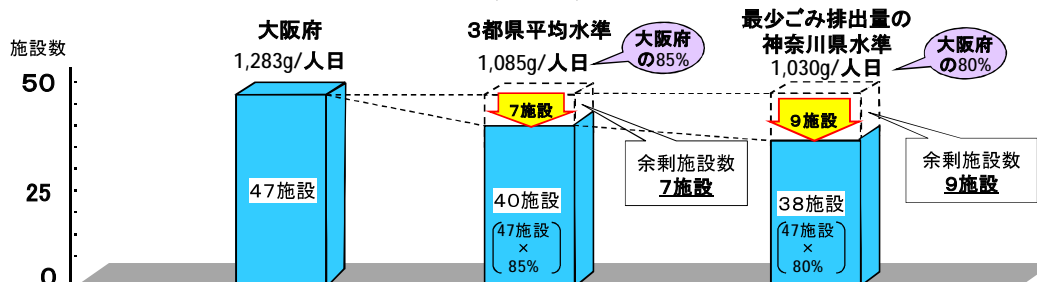
1 大阪市と3大都市の比較(平成19年度)

○大阪市の1人1日当たりのごみ排出量の目標水準を、3都市(23区、横浜市、名古屋市)の平均水準とした場合



2 大阪府と3都県の比較(平成19年度)

○大阪府の1人1日当たりのごみ排出量の目標水準を、3都県(東京都、神奈川県、愛知県の平均水準及び最少量の神奈川県水準)とした場合



(出展) 大阪市一般廃棄物計画(H22.3)、大阪府の一般廃棄物(平成21年7月版)より

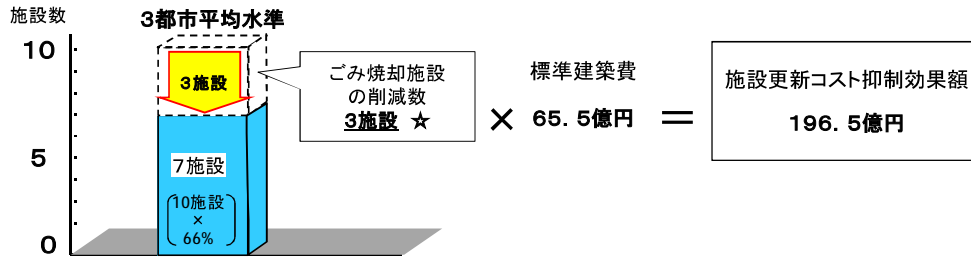
⑤〔試算〕 ゴミ焼却施設の更新コスト抑制効果

- 大阪市で余剰とされるゴミ焼却3施設を更新しない場合、196.5億円の施設更新コスト抑制効果額がある。
- 大阪府内で余剰とされるゴミ焼却施設数が7施設の場合458.5億円、また余剰とされる施設数が9施設の場合589.5億円の施設更新コスト抑制効果額がある。

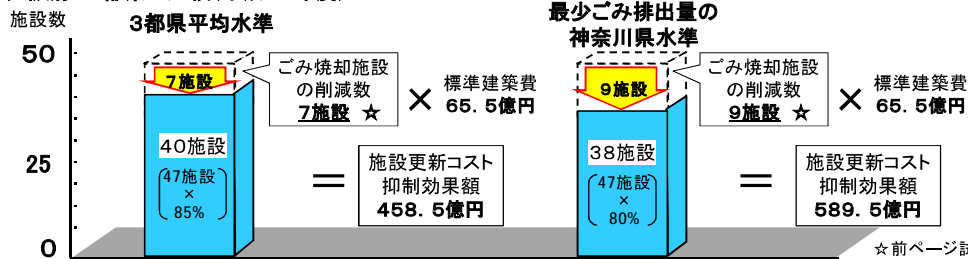
<ゴミ焼却施設更新コスト抑制効果>

ゴミ焼却施設1施設当たりの建築費を標準建築費65.5億円(※)で試算すれば、余剰能力相当の施設更新をしないとき、それぞれ次のコスト抑制効果が期待できる。

1 大阪市と3大都市の比較(平成19年度)



2 大阪府と3都県の比較(平成19年度)



(出展) (※)平成18年2月22日 大阪府市町村合併推進審議会(第3回)資料より

9

⑥森之宮清掃工場について

経緯	平成20年8月	平松市長が「森之宮工場の建て替え凍結」宣言
	平成21年7月	「大阪市廃棄物減量等推進審議会」が平成27年度の処理量110万トン(平成20年度134万6千トン)とする削減目標値を提示。これを受け、「大阪市ゴミ処理焼却場整備検討委員会」が再開。(平成20年4月に設置されたが、8月に凍結宣言を受け、中断)
	平成21年11月	上記検討委員会が「廃止は港工場、森之宮・大正の2工場は現地建て替え」と報告 ⇒平松市長は「非常に妥当性がある」と評価。(凍結宣言は消える)

《参考》森之宮周辺について

概要	<ul style="list-style-type: none"> ・明治期以降、大阪砲兵工廠として栄え、戦後はURの森之宮団地として発展。広大な土地にまとまった住宅と生活関連施設を計画的に建設する「面開発」住宅の第1号とされている。 ・森之宮ゴミ処理場で発生した余熱を近隣の施設や住宅に供給。また、全国初のごみ空気 輸送を実施。 ・公的団体(府・市・UR・JR等)の敷地面積の合計は約44ha
最寄駅 (1km以内)	<p>【JR】 森之宮、大阪城公園、鳴野、京橋(京阪) 京橋</p> <p>【地下鉄】 森之宮、緑橋(中央・今里筋)、京橋</p>
立地	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪城公園に隣接した好環境 ・中央大通に面し、阪神高速と接続(森之宮出入り口)
土地利用 計画等	<p><大阪府></p> <p>「大手前・森之宮(成人病センター跡地)まちづくり検討会」において、交通便利性とパークサイド立地を活かした人と街を元気にする拠点として検討(ただし、成人病センター跡地のみ)</p> <p><大阪市></p> <ul style="list-style-type: none"> ・森之宮ゴミ焼却場の現地建て替えを計画中 ・地下鉄操車場の一部を緑木操車場(住之江区)へ移転の予定
価値 (地価)	<p>【大阪府関連施設】 140億円 (※ それぞれ固定資産税路線価より算出)</p> <p>【大阪市関連施設】 729億円</p> <p>【その他の公的施設】 530億円</p> <p style="text-align: right;">合計 1,399億円</p>

10

◎森之宮周辺における公的施設等の状況



【大阪市関連施設】		面積 (千㎡)	地価 (億円)
計		216.1	728.5
1	ゴミ焼却工場	12.4	42.0
2	焼却場移転予定地	22.0	74.2
3	中浜下水道処理場	41.3	139.2
4	地下鉄検車場	117.6	396.4
5	工業研究所	11.3	38.1
6	森之宮小学校	10.0	33.7
7	屋内プール	1.5	5.1

【大阪府関連施設】		面積 (千㎡)	地価 (億円)
計		33.2	139.5
1	成人病センター	16.0	73.1
2	健康科学センター	7.0	32.9
3	公衆衛生研究所	6.0	15.9
4	環境農林水産総合研	2.0	5.3
5	がん予防検診C	2.2	12.2

【その他の公的施設】		面積 (千㎡)	地価 (億円)
計		148.0	529.9
1	JR森之宮操車場	82.0	276.5
2	UR(東側)	38.0	128.1
3	UR(南側)	23.3	107.8
4	赤十字センター	4.7	17.5

11

森之宮工場の概要

- 所在地 大阪市城東区森之宮1丁目6番11号
- 敷地面積 約13,000㎡
- 竣工 昭和44(1969)年
- ごみ処理能力 720トン/日
- 余熱利用 ボイラで発生した蒸気を近隣施設へ供給している。
また、供給先としては、下水処理場、交通局検車場、UR都市機構森之宮第2団地、民間会社である。
発電設備は備えていない。



上空からの写真(南東から)



森之宮工場からの蒸気供給先


【出典】大阪市『森ノ宮地区資源・エネルギー循環型まちづくり検討協議会』
配付資料5 各施設の現状報告・新技術の提案について

12

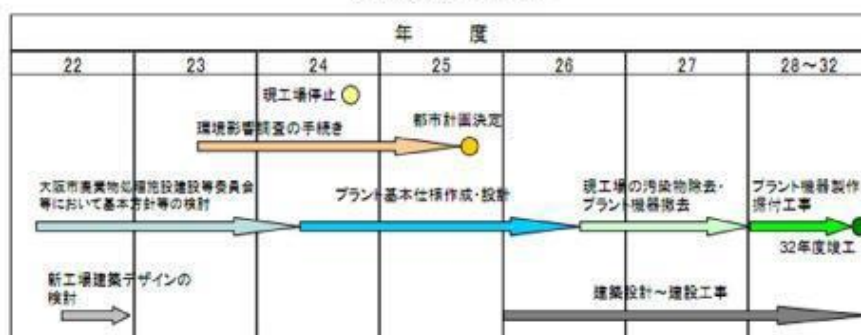
森之宮工場の建替計画

現工場と新工場(計画)

	現工場	新工場(計画)
ごみ処理能力	720トン/日	400トン/日
敷地面積	約13,000㎡	約17,000㎡(南方向へ拡張)
余熱利用	周辺施設へ高気を供給	近隣地域へ必要に応じた形態でエネルギー供給
	発電設備なし	発電設備を備える



建替えスケジュール



13

参考資料

- (1) 市町村がごみ処理を実施する法的根拠
- (2) デンマークのごみ処理状況
- (3) 大阪市のごみ焼却工場施設 位置図
- (4) 大阪府内の清掃一部事務組合の状況など

(1) 市町村がごみ処理を実施する法的根拠

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

◎第6条の2(市町村の処理等)

市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分(再生することを含む)しなければならない。

【参考】

◎第6条(一般廃棄物処理計画)

市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- 六 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

15

(2) デンマークのごみ処理状況

【概要】

デンマークの地方行政は、14のアトム(都道府県)と275のコムーネ(市町村)で構成。アトムは環境への立案・許認可・監督・調査、コムーネは管理を実行。

(双方とも立ち入り調査や強制措置を行う権限は認められている。)

デンマーク全体のごみ処理施設は30か所

(家庭廃棄物を220万トン进行处理し、エネルギーを回収)

※廃棄物から得られるエネルギーの77.7%は再生可能エネルギー

○建設廃棄物(廃棄物の約3分の1を占める)

リサイクル率は92%に達する

○家庭廃棄物(廃棄物総量の約5分の1)

リサイクル率は15%にとどまっているが、30%を目標としている。

デンマーク政府の廃棄物管理に関する目標

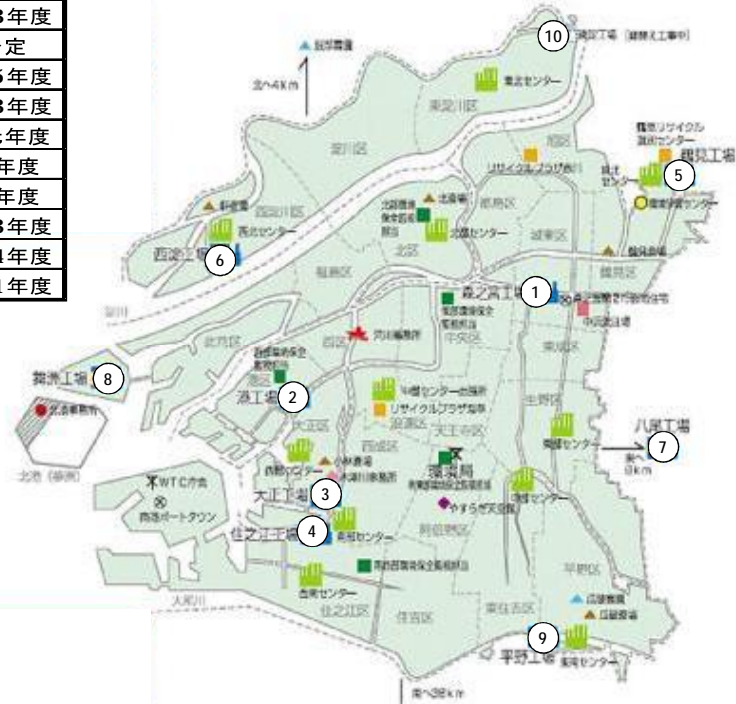
リサイクル64%、焼却24%、埋め立て12%と設定

⇒多くのリサイクルとより少ない埋め立てを目指している

16

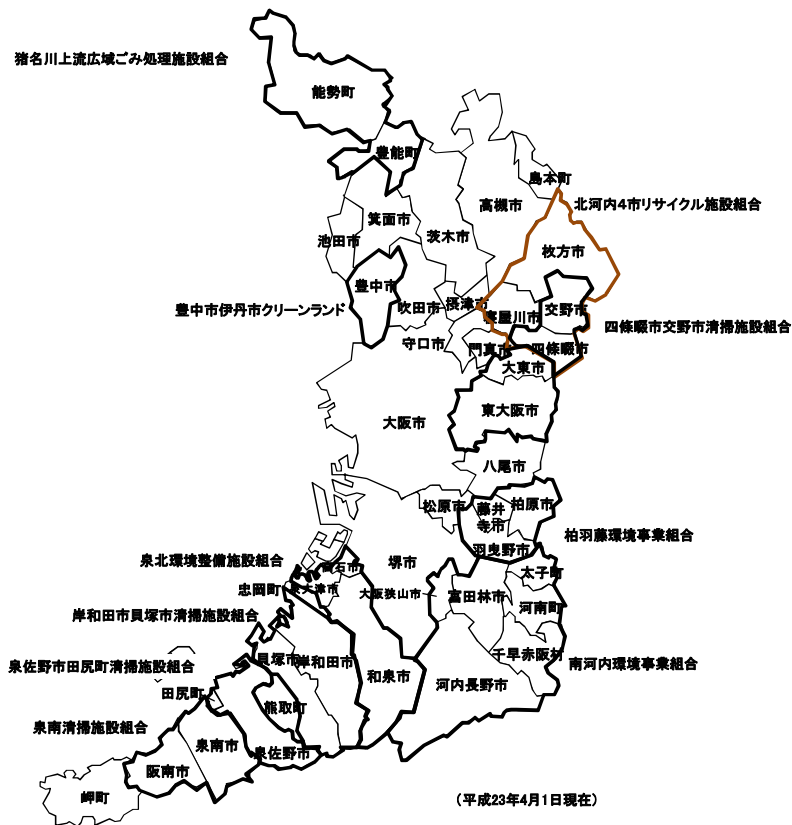
(3) 大阪市のごみ焼却工場施設 位置図

ごみ焼却工場 (築年順)	規模	竣工 年度
小計	5,760.0	
1 森之宮工場	720.0	昭和43年度
2 港工場	停止	廃止予定
3 大正工場	520.0	昭和55年度
4 住之江工場	520.0	昭和63年度
5 鶴見工場	600.0	平成元年度
6 西淀工場	600.0	平成6年度
7 八尾工場	600.0	平成6年度
8 舞洲工場	900.0	平成13年度
9 平野工場	900.0	平成14年度
10 東淀工場	400.0	平成21年度



17

(4) 大阪府内の清掃一部事務組合の状況など



18

琵琶湖から大阪湾に至る 水・環境

協議会委員 大橋一功

琵琶湖から大阪湾までの水・環境行政[事業管理主体のイメージ図]

- 琵琶湖から大阪湾までの事業管理主体は国・地方で権限が輻輳
- ・国は、国土交通省(河川局、港湾局)、環境省が縦割りで事業実施
- ・地方は、各地域で府県(大阪府など)、市町村(大阪市など)が別々に事業実施



琵琶湖から大阪湾までの水・環境行政権限概要(イメージ表)

		琵琶湖	淀川水系	大阪湾
国	国土交通省	利水(水資源公団)	治水(淀川本川の管理)	埋立(フェニックス事業の認可)
	環境省	環境(湖沼水質保全基本指針)	環境(総量削減基本指針)	環境(総量削減基本指針)
府 県		<ul style="list-style-type: none"> 治水(琵琶湖の管理) 環境(湖沼水質保全計画) 	<ul style="list-style-type: none"> 治水(淀川支川の管理) 利水 環境(総量削減基本計画) 	<ul style="list-style-type: none"> 環境(総量削減基本計画) 埋立
市町村		<ul style="list-style-type: none"> 環境(水質監視) 	<ul style="list-style-type: none"> 治水(淀川支川の管理) 利水 環境(水質監視) 	<ul style="list-style-type: none"> 環境(水質監視) 埋立

21

個別行政分野ごとの整理

[治水・河川]

項 目	主 体	概 要
琵琶湖の管理	滋賀県 ※水資源機構の管理区分 琵琶湖開発事業により整備した湖岸堤、水門等が対象	琵琶湖は河川法上、淀川の本川と位置づけられる1級河川 琵琶湖については、国土交通大臣から管理を委託された滋賀県知事が管理
淀川の管理・整備	国 (近畿地方整備局 淀川河川管理事務所)	河川計画の策定者 河川改修など河川施設の整備・管理など
旧淀川(大川)など 直轄管理区間以外の 管理・整備	府県 (大阪府、京都府、滋賀県等) ※下流の道頓堀川・住吉川等の 6河川は大阪市の管理。	国土交通大臣の指定に基づき 整備・管理

22

[利水・水道]

項目	主体	概要
琵琶湖総合開発	琵琶湖総合開発特別措置法に基づき、日本で初めて地域開発と水資源開発を一体的に実施。 【水資源開発公団 (現:水資源機構)]	「保全」、「治水」及び「利水」の3本柱。 ・ダム、湖岸堤など琵琶湖の治水対策 ・排水設備等の整備・管理 ・京都、大阪、兵庫の上水利用者のための水資源開発
淀川の水利権	阪神水道企業団、大阪市、大阪府、京都市、京都府、枚方市、守口市、寝屋川市、吹田市、尼崎市、伊丹市、宇治市	浄水場の稼働率 ・大阪府 74.7% ・大阪市 61.7% ・京都府 78.7% ・京都市 64.7% ・阪神水道企業団 77.5%

23

[環境・水質]

項目	主体	概要
大阪湾、流入河川の水質管理	国府県市	<ul style="list-style-type: none"> ・国(環境大臣)が水質総量規制制度に基づく総量削減基本方針策定 ・関係府県が総量削減基本方針に基づき総量削減計画を策定 ※京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県他 ・水質監視は府県、市町村等が実施 ※大阪府の場合、府、近畿地方整備局、大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、東大阪市 ・あわせて、国(国土交通省)が中心となって琵琶湖・淀川流域圏の再生計画策定。琵琶湖・淀川流域圏再生推進協議会を設置し、流域の水環境再生に取り組み(生活排水対策など) ※国、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、京都市、大阪市、大津市 ・また、同様に国土交通省が中心となって大阪湾再生行動計画を策定。そのための推進会議を設置し、環境再生の取組を実施。 ※国、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、大阪市、堺市、神戸市他

24

[港湾・埋立]

項目	主 体	概 要
大阪港(臨海部)の造成・開発	大阪市港湾局	<ul style="list-style-type: none"> 大阪港土地造成事業(咲洲、舞洲、夢洲、鶴浜の各地区) 【目的】市民に親しまれるウォーターフロント開発や都市の活性化に資する企業立地の促進を図る。 【処分状況】計画面積678ha⇒処分面積584ha
堺泉北臨海地帯の造成・開発	大阪府旧企業局 (住宅まちづくり部、港湾局)	<ul style="list-style-type: none"> 堺・泉北臨海整備事業 【目的】堺・泉北臨海工業用地を造成し、その立地条件に適合する産業を計画的に配置する。 【処分状況】計画面積1711.4ha⇒処分面積1711.4ha 南大阪湾岸整備事業 【目的】空港機能の支援、補完と地域の環境改善を図り、あわせて地域の振興を図る。 【処分状況】計画面積129.0ha⇒処分面積106.6ha
大阪湾広域処理場整備 (大阪湾フェニックス事業)	大阪湾広域臨海環境整備センター (大阪湾フェニックスセンター) (出資団体) 174団体(近畿2府4県及び市町村) 4港湾(大阪港、堺泉北港、神戸港、 尼崎西宮芦屋港の各港湾管理者) (管理委員会) 管理委員長 大阪府知事 管理委員 1府4県知事および大 阪市長、神戸市長 (国土交通・環境両省指定認可)	<p>広域臨海環境整備センター法に基づき、 一般廃棄物及び産業廃棄物の建設・管理及び海面埋立て事業等を実施</p> <p>【工期】 昭和62年度から約35か年</p> <p>【工事費概算費用】 おおむね 3,000億円</p> <p>【資本金】 1億3,690億円</p> <p>【埋立場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泉大津沖(堺泉北港)《86.9%》 ・尼崎沖(尼崎西宮芦屋港)《97.2%》 ・神戸沖(神戸港)《60.1%》 ・大阪沖(大阪港)《1.8%》

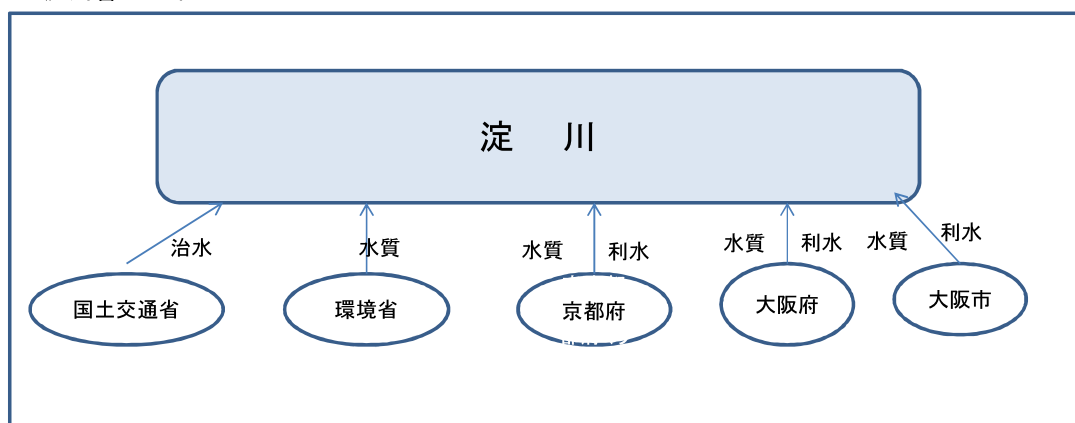
※その他に港湾機能のテーマがあるが、水のあり方と直接関係しないので除外

琵琶湖から大阪湾までの水・環境行政の課題

[治水・河川]

- ・水系一貫主義の下、複数の府県をまたがる淀川は国が管理
- ・治水・利水・環境など河川管理に係る課題に複数の省庁、府県が関与し、総合的、一体的な管理が困難
- ・流域住民の声が施策に反映されているか疑問

淀川管理のイメージ



[利水・水道]

琵琶湖については国(水資源公団)が水資源開発を行い、淀川の利水権は沿川市町村が所有しており、需要が減少する中、供給過剰状態
 ⇒既存の利水権を見直し、広域的な調整を行うことで最適化を図ることが可能に



27

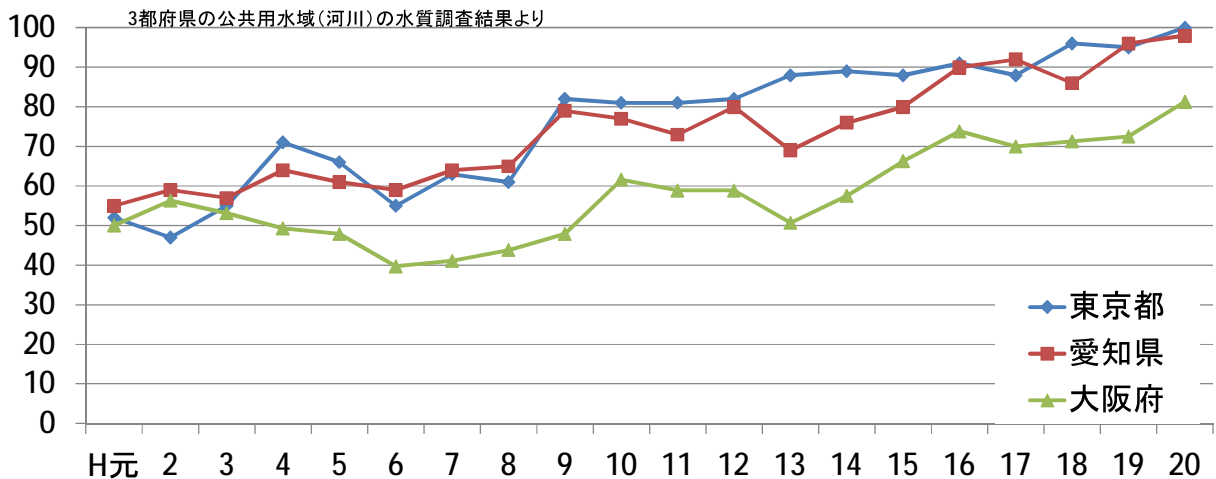
[環境・水質]

・河川の水質については、環境基準の達成が80%にとどまり、東京都、愛知県に比べて悪い状況
 ・港湾の水質については、太平洋湾岸と比べると大幅に悪く、東京湾が低下傾向にあるが、横ばいの状況
 ⇒琵琶湖から大阪湾までの水質については、流域が一体となって工場排水、生活排水の規制や、大阪湾の自然回復に取り組む必要

河川の水質状況

・大阪府—BODの環境基準達成率81.3% (80水域中65水域で達成)
 ・東京都—BODの環境基準達成率100% (56水域全て達成)
 ・愛知県—BODの環境基準達成率98% (49水域中48水域で達成) で大阪府が1番悪い。

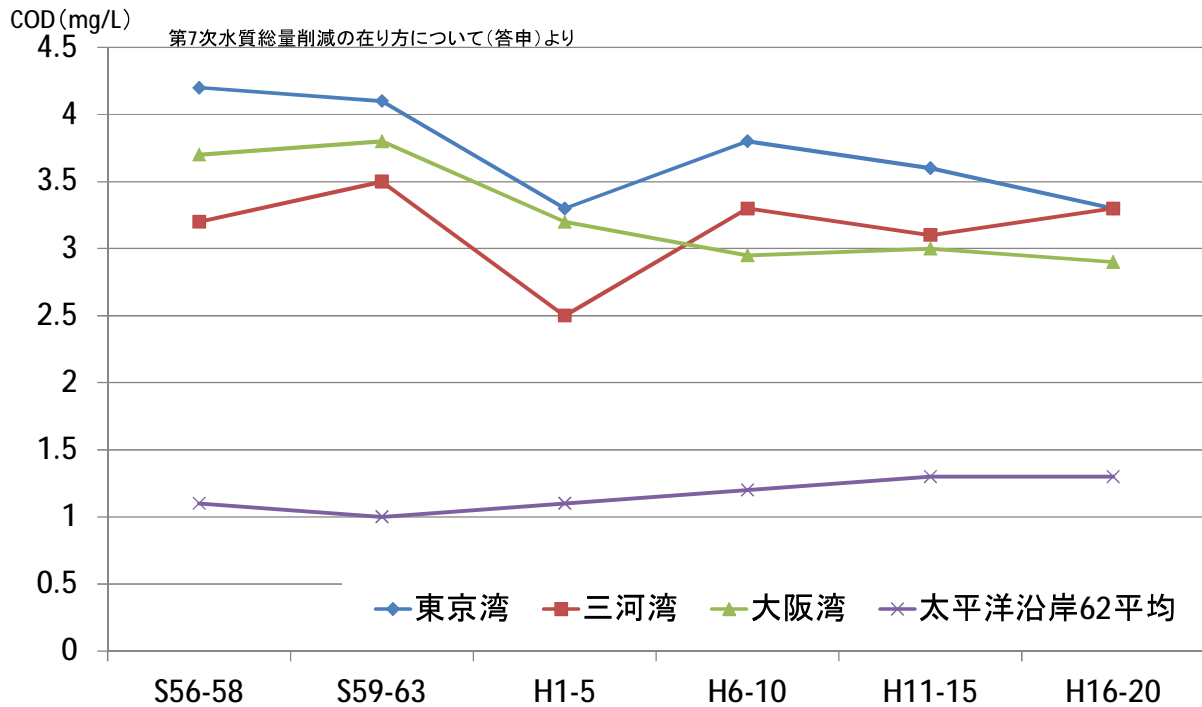
達成率(%)



28

港湾の水質状況

- ・CODの濃度は、東京湾、三河湾が最も高く、続いて大阪湾の順。
- ・COD濃度の推移は東京湾においては低下傾向、大阪湾、三河湾は横ばいで推移



29

大阪湾の水質悪化について

上嶋英機 広島工業大学教授 (財)大阪湾ベイエリア開発推進機構HPより

【大阪湾の水質悪化の要因】

- ・大阪湾は埋立により浅場等が消滅し、自然海岸が数%しか残されていない。
- ・大阪湾では台風にも備えて直立岸壁の堤防をたくさんつくってきた。その結果、水深5m以下の場所が1300haしかない。東京湾、の18600haに比べて1割以下です。
- ・大阪湾に注ぐ河川の数が断然多い。陸上の人間活動が海に与える影響が大きくなることを意味する。
- ・巨大な埋立地に囲まれて、運河、人工水路が多く、防波堤、突堤も多数ある。これらによって囲まれた場所は、水が動かない「停滞性水域」になる。湾の奥の方に多くあって、河川から流れ込む栄養塩、下水処理場からの排水をため込んでいる。

小西和人元週刊釣りサンデー会長「楽しみを釣る」より

【フェニックスを撃て！大阪湾会議】

「大阪湾に2つぐらいならゴミの埋立の島を認めても大した影響もないだろう」と、考える人は少なくないようだ。しかし、私たちの都合、勝手に大阪湾をゴミだめにするを認めるということは、あと3つ4つ...、さらに50も100ものゴミの島が生まれて、大阪湾が大阪運河になりなり果てることを、とがめだてする権利を、私たちが放棄したということに、なりはしないだろうか...

東京と大阪のフェニックス計画への市民の対応の、これだけの差は一体どうしてなんだろうか。

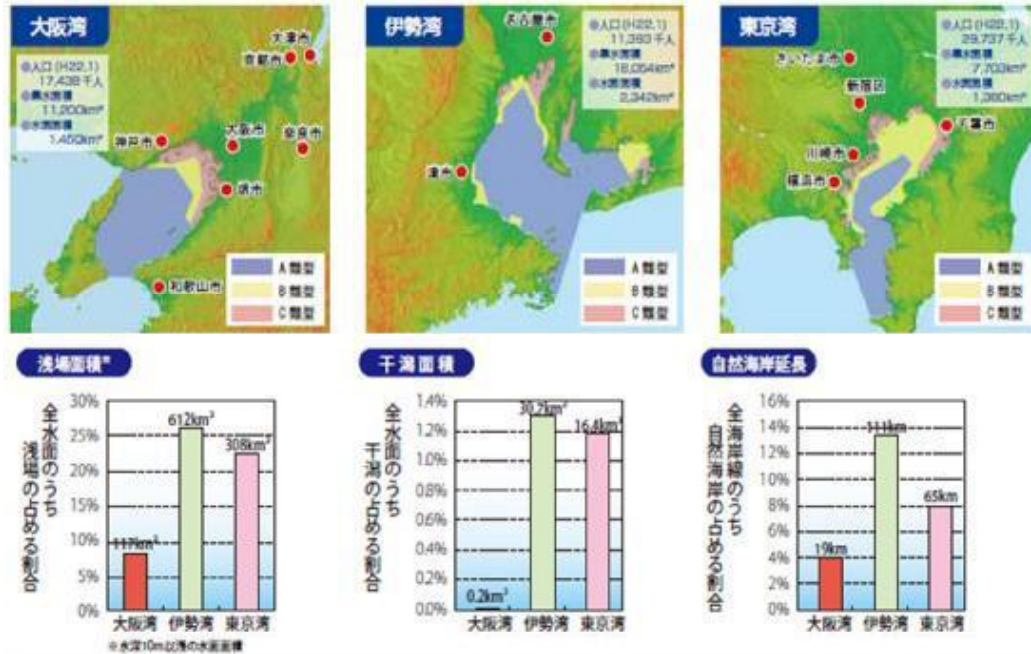
大阪湾ではアツという間に埋立で進出した工場群で、大阪湾が目かくしされてしまって、大阪湾を見たこともない市民ばかりになってしまった。

見たこともない大阪湾のことを、ダレも考えなくなってしまった。釣り人しか見ていないのだ。

30

大阪湾と伊勢湾、東京湾との比較

大阪湾は浅場面積、干潟面積、自然海岸延長すべてが少ない状況で、海水の汚濁や生物多様性の低下などが生じている⇒大阪湾一帯で水環境保全の取組を進める必要



31

[港湾・埋立]

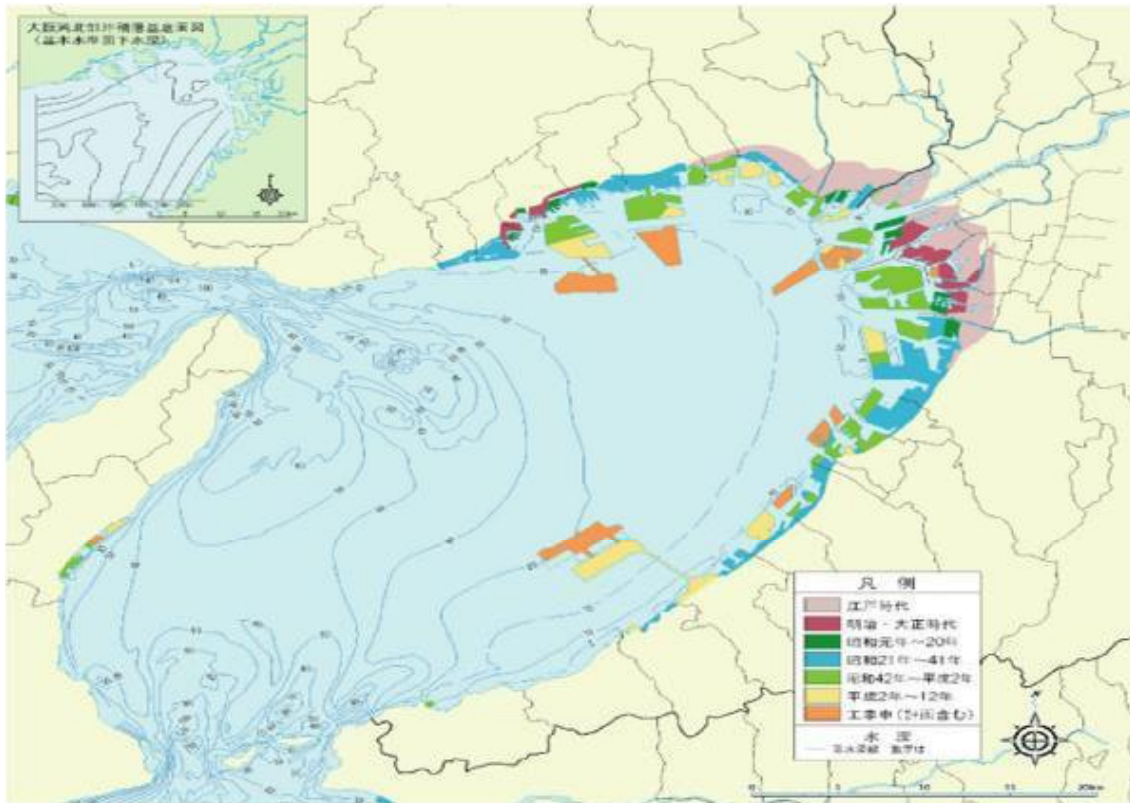
・大阪湾の埋立については、大阪府、大阪市、兵庫県、神戸市がそれぞれ計画
 ・埋立竣工後、30年以上(咲洲)、20年以上(りんくうタウン)経過しても未だ処分できていない
 ⇒埋立については、広域的に取り組むことで、投資の集中化、最適化が可能に

◆大阪府・市の主な埋立計画の推移

		1960	1970	1980	1990	2000	計画面積	処分面積 (2009年3月末)
大阪市	咲洲	1958 埋立着手	1967 新たな土地利用計画着手	1980 I期地区竣工	1988 7カノット計画等策定 II期埋立免許取得	1995 II期地区竣工	587 ha	竣工後約30年経過 531ha
	舞洲		1972 埋立免許取得		1988 7カノット計画等策定	1995 竣工	66 ha	竣工後約15年経過 47ha
	夢洲			1977 埋立免許取得	1988 7カノット計画等策定		地区面積 390 ha	
大阪府	りんくうタウン			1987 埋立免許取得	1990 分譲開始		129 ha	竣工後約20年経過 118ha

32

大阪湾埋め立ての変遷



33

今後の方向性(理念の転換)

《これまで》

国からのトップダウン

琵琶湖、淀川、大阪湾と個々の対応

取り組みの主体もそれぞれの施策毎にバラバラ



《今後の方向》

地域が主体

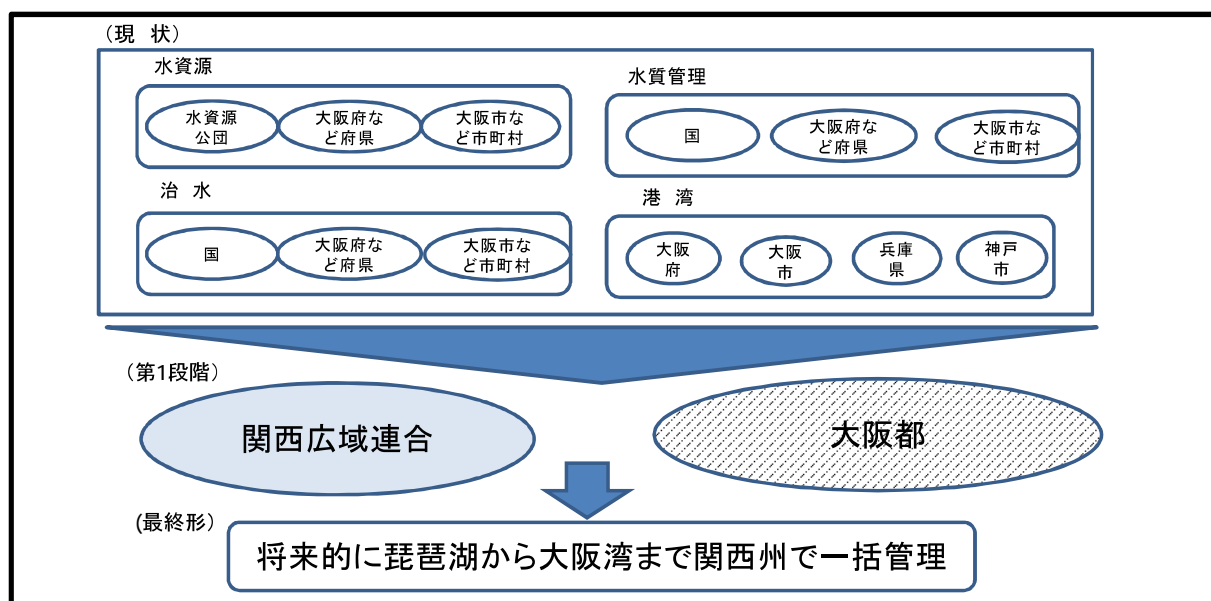
琵琶湖から大阪湾をトータル

関係自治体が広く参加し整合性を持って地域のことは地域で決定

34

琵琶湖から大阪湾までの一括管理を目指して

まずは大阪都を実現し、大阪都、関西広域連合のそれぞれで実施するものを整理



地域の枠をこえた流域全体としての広域行政を実施し、霞が関の縦割行政を打破

35

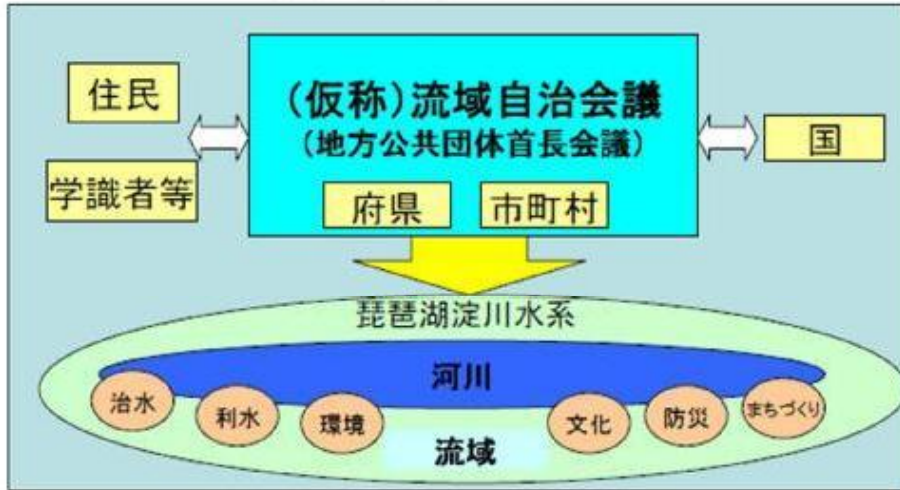
参考資料

- (1) 琵琶湖・淀川水系における流域自治について
- (2) 海外の流域単位での総合的な取組体制
 - チェサピーク湾
 - ライン川
 - マージー川

(1) 琵琶湖・淀川水系における流域自治について

「地域のことは地域で決める」

4府県知事合意(平成20年11月11日)



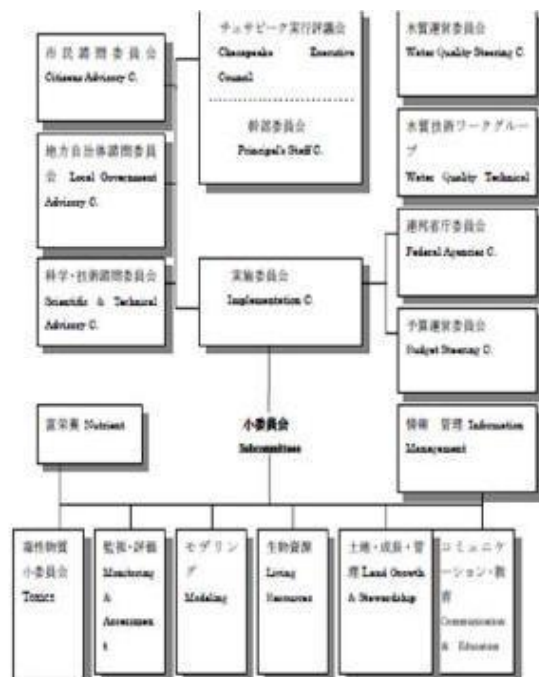
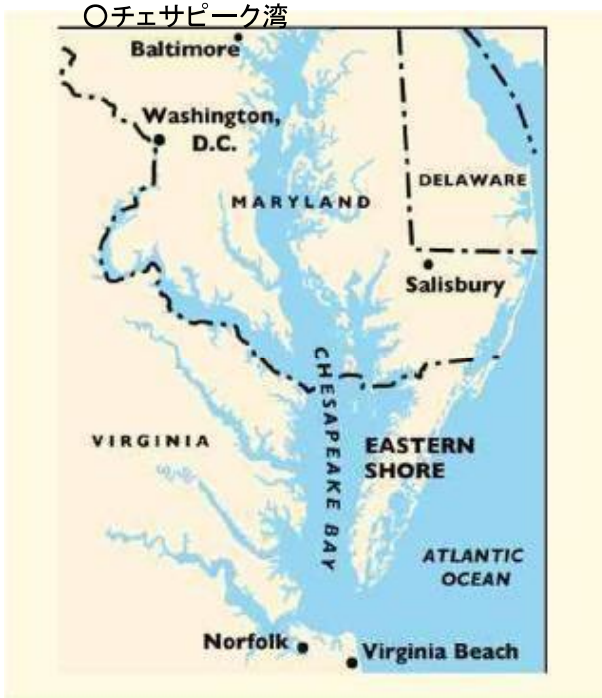
4

37

(2) 海外の流域単位での総合的な取組体制

- ・アメリカチェサピーク湾では、連邦政府、関係州政府、NPOなどが実施委員会を設置し、数値目標を掲げ環境改善に取り組む。
- ・ライン川やドナウ川のように国境を越え、流域関係諸国間の協定で委員会を設け、関連政府や自治体が連携して総合的な水管理、流域管理を実施。
- ・イギリスマージー川流域では、行政、市民、企業が連携し、河川環境改善の取組を実施。

○チェサピーク湾



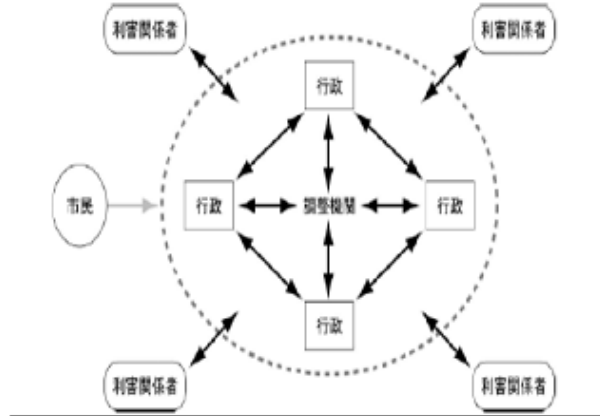
チェサピーク湾の環境復元計画にみる合意形成と農業より

38

○ライン川



ライン川汚染防止
国際委員会体系図

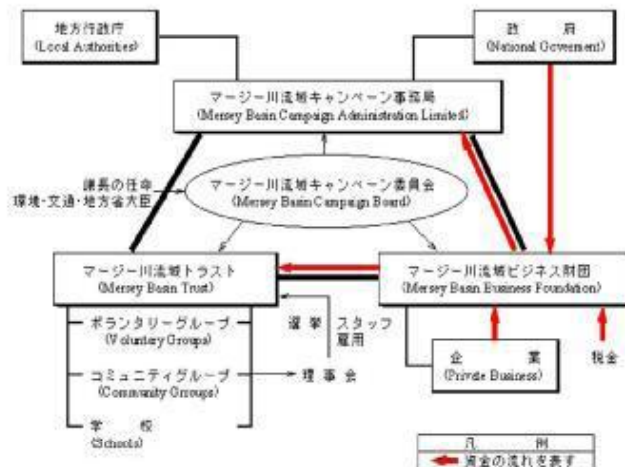


平成12年度流域圏における施
策の総合化に向けた体制整備
についての事例調査より

○マーザー川



マーザー川流域キャン
ペーンの推進組織図



平成12年度流域圏における施
策の総合化に向けた体制整備
についての事例調査より

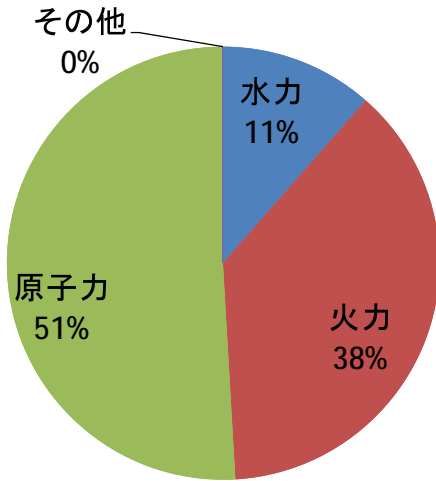
□ エネルギー・電力政策

エネルギー・電力政策①～現状：国の権限と府市の取組み～

◆エネルギー・電力政策は国と電力会社が独占
⇒住民から遠く、自治体は“全くカヤの外”

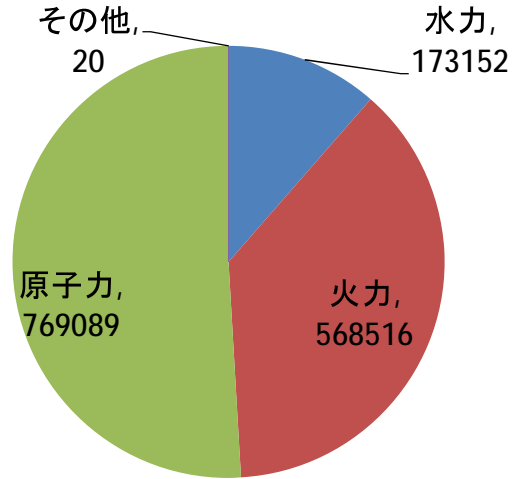
国 (権限(主なもの))	大阪府	大阪市
<p>■資源エネルギー庁(電力事業関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気、ガス及び熱の安定的かつ効率的な供給の確保に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進 ・電気及び電気事業に関すること ・電力市場の整備 ・電力の供給条件に関すること ・電気事業の運営の調整 ・電気事業の資金に関すること ・電源開発に関する基本的な政策の企画及び立地並びに推進 ・発電水力の調査及び調整並びに電源の開発その他電気に関する施設の建設の推進 ・電気の供給計画 ・電気の需給の調整 ・エネルギーに関する原子力政策 ・エネルギーとしての利用に関する原子力技術開発 ・原子力発電施設の建設の推進に関すること ・省エネルギー及び新エネルギーに関する基本的な政策に関すること 	<p>●電力政策について自治体は何の権限も持っていない ●但し、エネルギー政策基本法等に基づく施策は実施</p> <p>■『大阪府地球温暖化対策地域推進計画』や『エコ・エネルギー都市・大阪計画』等に基づき以下の取組み</p> <p>◎供給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新エネルギー産業振興 ・バイオ燃料普及 ・住宅等への太陽光発電設備普及 <p>◎需要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省CO2・省エネルギー型ライフスタイル普及 ・省エネルギー診断・省エネルギー機器普及 ・建築物の環境配慮 ・省エネルギー技術産業振興 ・節電対策 <p>など</p>	<p>■『大阪市地球温暖化対策地域推進計画』や『エネルギー政策室』の新設による次世代エネルギーの推進など以下の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー効率の高い機器の普及 ・新エネルギーの導入促進 ・グリーン購入の普及促進 ・エネルギーセキュリティの確保に向けた地域分散型エネルギーの導入策の検討と実施 ・エネルギーの効率的利用や次世代エネルギーに関する調査研究とその推進 ・市有施設における次世代エネルギー等の活用 ・エネルギー関連企業との連携 など <p>※関電株を保有</p>

＜関西電力の電源別電力供給力＞



＜関西電力の電源別販売電力(推計)＞

単位: 百万KWh



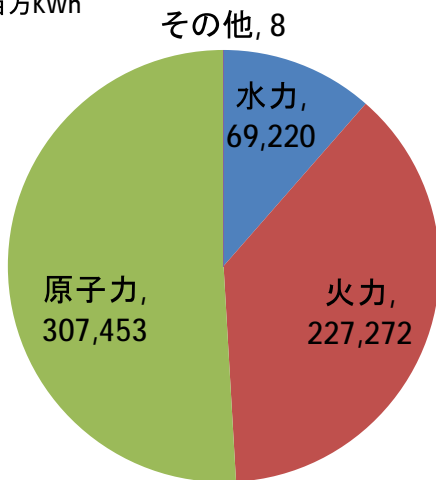
* 関西電力は原発11.5基分の電力を販売

電気事業連合会電力統計情報(2010年)をもとに作成

43

＜大阪府電源別電力消費量(推計)＞

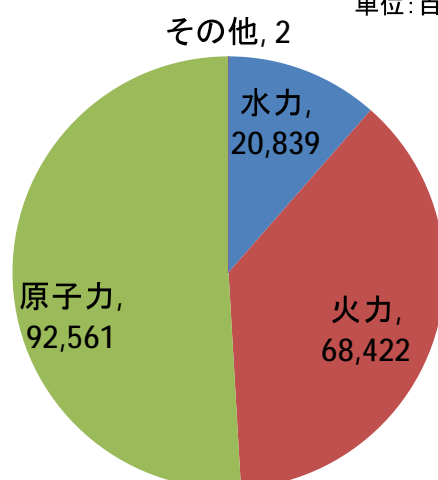
単位: 百万KWh



* 大阪府は原発4.6基分の電力を消費

＜大阪府電源別家庭電力消費量(推計)＞

単位: 百万KWh



* 大阪府の家庭は原発1.4基分の電力を消費

電気事業連合会電力統計情報(2010年)をもとに作成

44

エネルギー・電力政策③～大阪府内の発電所(主な施設)～

事業者	発電所名(号機)	所在地	形式	電気出力(千KW)	運転開始(経過年数)	
関西電力(株)	堺港(1号機) 堺港(2号機) 堺港(3号機) 堺港(8号機)	堺市西区	火力(LNG)	400 400 400 250	H21.4 H21.7 H21.10 S46.2	4 5 0 0 千KW
	堺太陽光*堺市と共同実施	堺市西区	新エネ(太陽光)	10	H23.10	
	南港(1号機) 南港(2号機) 南港(3号機)	大阪市住之江区	火力(LNG)	600 600 600	H2.11 H3.2 H3.10	
	関空エネルギーセンター(1GT) 関空エネルギーセンター(2GT)	大阪府泉南郡田尻町	火力(LNG)	20 20	H5.11 H5.11	
	多奈川第二(1号機) 多奈川第二(2号機)	大阪府泉南郡岬町	火力(石油等)	600 600	S52.7 S52.8	
大阪ガス(株)	泉北天然ガス(第一工場) 泉北天然ガス(第二工場)	堺市西区 大阪府高石市	火力(LNG)	555 554	H21.10 H21.4	1 4 3 2 千KW
(株)ガスアンドパワー	西島エネルギーセンター 摂津エネルギーセンター	大阪市此花区 大阪府摂津市	火力(LNG)	150 17	H14.4 H18.4	
中山共同発電(株)	船町	大阪市大正区	火力(LNG)	149	H11.4	
日本ノボパン工業(株)	日本ノボパン木質バイオマス	堺市堺区	新エネ(バイオマス)	7	H21.2	45

エネルギー・電力政策④～問題意識～

◎何が問題なのか・・・

□原発の安全神話が崩壊
“福島第一原発の事故”

『原子力に依存しない新しいエネルギー社会づくりに向けて』

- 自然エネルギーの普及促進
- 節電対策(電力不足対応)

エネルギー・電力政策は地域の安全保障問題

◎自治体自らが積極的に
取り組むべき課題

《検討例》

A電力の需給調整への関与

B電力価格設定への関与

C電力会社の経営への関与

新しいエネルギー
社会の実現

**地域経済の根幹インフラであるエネルギー・電力政策は
自治体自らが担うべき！！**

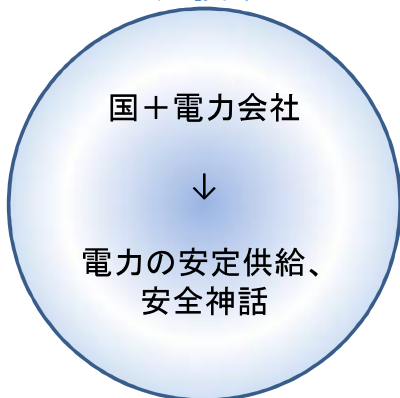
47

広域的視点から自治体が関与することで 地域自らの課題として エネルギー・電力政策をマネジメント

【原発事故前】

《住民意識》

◎エネルギー問題は国と電力会社に
“丸投げ”



福島第一原発事故
安全神話の崩壊

【原発事故後】

《住民意識》

●国と電力会社は
“アテにならない”



国の権限・財源を
広域自治体に移譲

48

【検討イメージA】

■ 電力需給調整権限の獲得

～ 自然エネルギーの普及促進により、
エネルギー源を多様化～

< 取組み例 >

* 手法としては“規制”“課税”“補助”が考えられる

◎ 電力需給逼迫時における工場操業停止の指示

◎ 自然エネルギーの普及促進を図るための税の創設

◎ 太陽パネル設置のための補助制度の創設

など

49

【検討イメージB】

■ 電力価格設定権限の獲得

～ 電力ピークを均すことで既存施設に余力が発生、
原発の新設・延長を止めることが可能～

< 取組み例 >

◎ ピークロードプライシングの導入

⇒ ピーク時に平時より高い電力料金を設定

・ 企業は、その前後に操業時間をずらして電力使用を分散。電力料金の安い時間に蓄電

・ まず企業に対して季節別・時間別・業種別のピークロードプライシングを導入することが現実的

など

50

【検討イメージC】

■ 電力会社経営関与権限の獲得

～市場メカニズムの活用により電力供給源を分散～

< 取組み例 >

◎ (仮称) 大阪版電力自由化制度の創設

⇒ 既電力会社の地域独占、発送電一体、総括原価方式による高収益体制を改め、サービスを住民の選択にさらす

- ・ 電力会社の送電線の開放 (→ 電力市場の形成)
- ・ 発電事業の自由化

* 自治体が水力や火力など発電所を建設し、電力市場に参入する選択肢も考えられる

51

大阪維新の会の主張

広域行政の肝は

① エリアを広げて
生産性向上



ex. ゴミ処理施設

② 縦割り行政を
超える、壊す



ex. 琵琶湖から大阪湾に至る水・環境

③ 国の権限を奪い取る



ex. エネルギー・電力政策

広域的視点で、政策を実行(オペレート)できる
大阪都の実現が急務！！

52